

平生町告示第21号

令和3年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年6月3日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年6月15日
 - 2 場 所 平生町議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子 <small>さん</small>	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子 <small>さん</small>
細田留美子 <small>さん</small>	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

○応招しなかった議員

令和3年 第6回 (定例) 平生町議会会議録 (第1日)

令和3年6月15日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和3年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発委第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する条例
日程第6 議案第36号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第37号 財産の無償譲渡について
日程第8 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第9 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発委第1号 平生町議会会議規則の一部を改正する条例
日程第6 議案第36号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第7 議案第37号 財産の無償譲渡について
日程第8 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第9 委員会付託
-

出席議員 (11名)

1番 中丸 和則君	2番 中村 武央君
3番 中本 敦子さん	6番 赤松 義生君
7番 河藤 泰明君	8番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん	10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君	12番 村中 仁司君

13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 金岡 泰史君 書記 園崎 宏史君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	浅本 邦裕君	副町長	……………	高木 哲夫君
教育長	……………	清時 崇文君	会計管理者	……………	田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………			……………	中尾 和正君
地域振興課長	……………	星出 一明君	町民福祉課長	……………	淵上万里子さん
税務課長	……………	池田 真治君	健康保険課長	……………	川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長	……………			……………	吉岡 文博君
建設課長	……………	友田 隆君			
教育次長兼学校教育課長	……………			……………	河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱	……………			……………	三村 直子さん
総務課主幹	……………	横田 佳幸君			

午前9時00分開会・開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの10日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は10日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告をもって諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

令和3年度がスタートして2カ月余りが経過をし、早いもので6月半ばとなりました。

本町では、気温が上昇してまいります5月から、クールビズ期間として、軽装での執務を許可しております。そのため、この時期、多くの職員がイタリアーナひらおポロシャツを着用して、執務を行っておりますが、今日は議員の皆様とともにカラフルなポロシャツを着用して本会議に臨んでおります。昨年に続いてイタリアーナひらお事業のPRに御協力いただきまして、感謝申し上げます。

今年度で3年目となりますイタリアーナひらお事業でございますが、最近は多くの方に親しんでいただいていると手応えを感じているところです。引き続き、まちづくりの一つとして、一生懸命努力を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、今年の梅雨入りは、例年より20日、昨年に比べて27日も早い、5月15日に発表されました。早い梅雨入りとなり心配いたしました。きょうまで大雨による被害は報告されておりません。しかし、近年、全国で集中豪雨による洪水などが多発しております。大雨による浸水や土砂災害に対して、常に緊張感を持って、危機管理に取り組んでまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国による緊急事態宣言の発令期間延長やまん延防

止等重点措置の期間延長、山口県によります感染拡大防止集中対策期間の延長等により、全国的にも県内においても新規の感染者数は抑えられつつあるのではないかと感じております。

また、全国各地で進められております高齢者への新型コロナワクチンの接種におきましても、多くの自治体で7月までに完了する見込みと聞いております。また、菅総理は、6月9日に国会で行われた党首討論におきまして、ワクチン接種について「10月から11月にかけて、必要な国民について全て終えることを実現したい」と表明されました。

本町におきましても、医療機関を初めとする関係機関の御協力と接種計画の立案、実行を担っております担当職員の努力によりまして、順調に進捗しているところであります。

このことから、本町におけるワクチン接種を加速化させるため、集団接種の日程等のあいた予約枠を活用し、高齢者施設の従業員にワクチン接種を受けていただきたいと考えております。

また、町内の幼稚園、保育園、小中学校、放課後児童クラブに勤務する教職員に加えて、6月8日に開催された新型コロナワクチン接種に向けた知事と19市町長合同会議において示された山口県独自の接種順位に基づき、12歳以上の小中高校生についても、できるだけ早くワクチン接種が受けられるよう対応してまいりたいと考えております。

とは言いましても、新型コロナウイルスの変異による流行が懸念されております。希望する町民全てが、速やかにワクチン接種できるよう努めてまいりますが、ワクチン接種がお済みでない方はもとより、接種を済まされた方におかれましても手洗いの励行、マスクの着用、三密を避けるなどといった基本的な感染対策に、これまで同様に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

そうした中、令和3年第6回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日、提出いたします議案は、条例1件、事件1件となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢について、御報告をさせていただきます。

国の新年度予算は、年度内の3月26日に成立いたしております。一般会計総額は、昨年度当初に比べ3.8%増の106兆6,097億円と3年連続で100兆円を超えるとともに、9年連続で過去最大を更新いたしました。

歳出が大幅に増加した背景として、高齢化に伴い、社会保障費が過去最大の35兆8,421億円となったことや、防衛費も過去最大の5兆3,235億円となったこと、それに新型コロナウイルスへの対応として、予備費を5兆円計上したことなどがあります。

歳入では、税収が新型コロナウイルスの影響による企業業績の悪化などを見込んで、昨年度より6兆

650億円少ない5兆7千4百480億円となっています。また、新規の国債の発行額は、4兆3千5百970億円となり、11年ぶりに前の年度を上回ることとなりました。

6月9日に開催されました経済財政諮問会議において、今月中に閣議決定される「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」の案が示されました。

本年の骨太の方針には、新型コロナウイルスなど感染症対策として、治療薬やワクチンの早期実用化など有事に対応できる法的措置の検討や、地方創生に向けて移住促進や最低賃金引き上げに取り組むほか、子供に関する課題に総合的に対応する新たな行政組織の創設の検討などが盛り込まれました。また、次なる時代をリードする新たな成長の源泉として、「グリーン社会の実現」、「官民挙げたデジタル化の加速」、「新たな地方創生の展開」、「子どもを産み育てる社会の実現」の4つの原動力とそのため基盤づくりについて掲げられております。

これらの取り組みを地方で進めていくためには、地方行財政基盤の確保が重要となります。今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、住民に身近な行政サービスを安定的に提供しつつ、さまざまな行政課題に取り組んでいくためには、一般財源総額が適切に確保される必要があります。

地方を取り巻くさまざまな課題につきましては、今までも国に要望しておりますが、今後におきましても「国と地方の協議の場」やさまざまな機会を通じて、地方の声を発信し、全国町村会を含む地方6団体において団結し、強力に要請していきたいと考えております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について、御報告いたします。

昨年度は、コロナ禍の中で開催を見送りましたが、今年度は4月19日から26日にかけて、町内5会場において開催いたしました。開催に当たり、出席する課長の人数を最小限とするなど感染症対策に十分配慮した上で実施いたしております。

現在、自治会の数は149となっており、全ての自治会長さんに行政協力員として御就任いただいております。今年度は、111人、約75%の方が新たに自治会長に御就任されておられることから、行政協力員会議では、主に行政側からのお願いや情報提供をさせていただき、イタリアーノひらお推進事業や自治会活動交付金などを中心に説明させていただいたところであります。

説明の後には、意見交換を行い、新型コロナワクチンの接種や公共工事の発注時期、自治会の高齢化などについて多くの御意見や御質問、御要望をいただきました。関係課からお答えさせていただくなど情報交換を行うことができ、一定の成果があったものと考えております。

続きまして、休日窓口の開設について、御報告いたします。

今年度から、平日に仕事や学校等で来庁できない方を対象に、町民福祉課において月2回、休日に窓口を開設しております。開設日時は、第1日曜日並びに第3土曜日の午前9時から12時、

住民票の写しや戸籍謄本、抄本、印鑑登録証明書、マイナンバーカードの交付などの業務を行っております。

6月の第1日曜日までに5回開設し、のべ143人の利用がありました。内訳といたしましては、マイナンバーカードの交付が118人、印鑑登録証明書の交付が8人、住民票の写しの交付が6人など御利用いただいているところであります。

続きまして、ひらお特産品センター協同組合の経営状況について御報告いたします。

ここ数年、売り上げの不振が続いておりました、ひらお特産品センターですが、先日開催されました総会におきまして、令和2年度の売り上げが対前年比111%となったことが報告されました。

今回、増加した要因といたしましては、新たに販売を開始した牛肉や加工品の販売が好調であったこと、商品の在庫管理の徹底や陳列位置の変更などの、商品販売のマネジメント強化が影響しているとの報告を受けているところです。

町といたしましても、屋根をトリコローレカラーにリニューアルしたこの機会を捉えて、特産品センターが今後も継続して活性化していけるよう支援してまいりたいと考えております。

次に本町における新型コロナワクチン接種事業につきまして、御報告いたします。

新年度になって早々の4月2日に75歳以上の高齢者を対象に、ワクチン接種券を約2,700通送付いたしました。4月23日に先行実施した優先接種200人分の申込みを12日から14日の3日間で受け付けしたところ、対象者の50%の約1,350人から申し込みをいただきました。

この申し込み受付では、当初、業者によるコールセンターでの対応をメインにしておりましたので、電話が集中したことによりつながりにくくなり、御迷惑をおかけしたところです。そのため、保健センターに設置したコールセンターの電話回線を一時的に増やすなど、対策を講じて対応いたしました。

優先接種につきましては、申し込みいただいた約1,350人の中から年齢の高い方から200人を選考し、1回目のワクチン接種を実施いたしました。

65歳から74歳の高齢者には、接種券を4月20日に約2,040通送付、5月7日から予約受付を開始し、1回目の接種を17日から集団接種並びに町内診療所での個別接種により開始いたしました。

また、2回目の接種は、優先接種が5月14日、高齢者向け集団接種は6月7日から開始いたしました。6月10日時点におけるワクチン接種済み者数は、1回目を終えた方が2,869名、2回目を終えた方が1,122名となっており、高齢者の1回目のワクチン接種率は60.58%になります。

今後も町民の安全安心な暮らしを守るため、速やかなワクチン接種に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、令和2年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えましたので、その概要について簡単に御説明申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額6億8,909万8,641円、歳出総額6億5,665万3,608円で、差し引き3億2,244万5,033円となりまして、繰越明許費2億1,629万9,700円を控除いたしますと、1億6,144万5,333円が実質収支となるものです。

次に、特別会計であります。6つの特別会計の合計で、歳入総額4億1,258万4,479円、歳出総額4億1,269万8,071円で差し引き3,988万6,408円となりまして、繰越明許費5,733万3,400円を控除いたしますと、3,415万3,008円が実質収支額となるものです。

以上、令和2年度の一般会計ほか、6つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、行政報告として報告させていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、4月以降の教育行政に関する御報告を申し上げます。

全国一斉に行われた学校の臨時休業から1年が経過いたしますけれども、依然、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、教育現場においてもさまざまな制約の中で学校運営を行わなければならない状況が継続しています。そうした中ではありますが、町教委では子供たちの健やかな学びを保障するためには、「感染状況を踏まえた上で、学習活動を工夫しながら、可能な限りの学校行事や部活動等も含めた教育活動を継続していくことが重要である」という基本的な考えのもとに取り組みを進めています。

年度初めの入学式は、昨年同様に規模を縮小しての開催にはなりましたが、町内の小中学校、幼稚園では新入生、園児を迎えることができました。

まず、平生幼稚園です。平生幼稚園の園児数は減少傾向となっており、近年10人前後の園児を迎えておりますが、今年度の入園生は4名という状況です。昨年度は、出生数や園児数の動向を見ながら、「預かり保育」に係る保護者アンケート等を実施し、ニーズの把握にも努めてまいりましたが、今年度からは、以前より御指摘のあった「園の特色のPR」について、体力づくり、書道、外国語教育、読み聞かせ等の読書活動の4つの活動を特に取り上げ、その取り組み、そしてPRに力を入れていくこととしています。

次に、佐賀小学校小規模特認校制度についてであります。

小規模校の特性を生かした教育活動を推進している小学校で、学びたい・学ばせたいという希望者に対して、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め、児童を受け入れる制度として、小規模特認校制度を導入しているところでございます。

今年度はこの制度を利用して、新たに3名の児童が入学しています。

この制度を取り入れて6年目を迎える中、毎年、全校生徒の中の10名前後の児童がこの制度を利用していることから、制度自体は浸透してきているものと思われます。この他に佐賀小学校では、美祢市立於福小学校との遠隔合同授業を、今年度からは全ての学年で教育課程に位置づけたり、小学校を地域コミュニティの核として、地域との協働を重点的に進めたりするなど、特色のある教育活動を展開していますが、出生数などの実態を踏まえ、佐賀地域への今後の定住対策など抜本的な取り組みによる学校運営基盤の強化が必要であると考えられます。

町教委では、これからも、本制度の周知、そして、町内はもとより、町外・県外への魅力情報の発信に努めてまいります。

また、今年度は新しい教育振興基本計画の初年度でありまして、それぞれの学校での教員研修に町教委からも参加して、教育振興基本計画の基盤としている考えについて、理解・共有を図りました。

さらに、GIGAスクール構想のもとで整備された一人一台端末について、活用を拡大させ、日常化に向けた取り組みを進めていくために、現状では通信トラブルなどの一つ一つの課題に対応しながらではありますが、昨年度からのオンライン英会話やプログラミング教育に加え、今年度は、デジタル教科書やタブレットドリルを導入して教育活動に取り組んでいます。加えて、今年度は、県の「小中高連携英語教育推進校」の指定を、佐賀小学校、平生小学校、平生中学校、熊本南高校で受けまして、平生中学校の学力向上推進リーダーの教頭を中心にして、研究を進めています。

次に全国学力・学習状況調査について御報告いたします。

昨年度はコロナ感染症の関係で中止となりました。この全国学力・学習状況調査が5月27日、小学校6年生・中学校3年生を対象に実施されました。

小学校で国語、算数の2教科、中学校で国語、数学の2教科が行われ、大きなトラブルもなく、無事、終了したとの報告を受けております。

この調査の結果は8月に公表される予定で、町教委としてはこの調査結果を踏まえて、学校に対する必要な支援を検討・実施するなど、教育施策の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして、社会教育関連の行事でございますが、平生町スポーツ少年団大会については団員や指導者等で200名近くの参加があるため、密集・密接が避けられないため中止としました。また、ひらおウォーキング大会は5月23日に人数制限や感染症防止対策を講じた上での開催を

予定しておりましたが、町内の新型コロナウイルス感染者の発表から、残念ながら中止といたしました。

このような状況ではありましたが、5月25日には、十分な感染症防止対策を講じた上で、地域部活動検討委員会を開催し、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、1回目の協議を行いました。

今後も感染状況を見ながら、コロナ禍での会議や行事の開催方法等について、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、町内の社会教育や生涯スポーツ等の関連施設は、5月12日から5月31日までは全て臨時休館・使用中止とさせていただきます。山口県新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策期間の6月20日までは、歴史民俗資料館、民具館、阿多田交流館の3施設については、引き続き臨時休館としておまして、残りの図書館、体育館等の8施設については、集中対策期間における外出機会の半減について御理解をいただく中で、県内の方に限り、6月1日から一定の条件下で再開をしております。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 発委第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、発委第1号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

河藤議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。河藤委員長。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、発委第1号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の目的は、議員のなり手不足が喫緊の課題である中、議員活動と家庭生活との両立支援策を初め、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するためであり、平生町議会会議規則第2条を改正し、第1項の欠席事由である事故について、これを公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由に改めるとともに、第2項の出産における欠席について、産前は出産予定日の6週間前、これについて多胎妊娠の場合は14週間前とし、産後は、出産の翌日から8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして届出をすることができるに改めるものであります。

また、第82条第1項におきましては、現行は、請願者の押印を一律に義務づけていますが、

広く行政手続全般において押印義務を廃止する方向で見直しが行われているところであり、こうした動きも踏まえ、請願者の利便性の向上を図るため、請願者が自署している場合は押印不要とするものであります。

つきましては、各議員におかれまして、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第1号「平生町議会会議規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第36号

日程第7. 議案第37号

○議長（中川 裕之君） 日程第6、議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び、日程第7、議案第37号「財産の無償譲渡について」を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、条例1件、事件1件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

この法律の改正内容といたしましては、地方公共団体情報システム機構が、個人番号カードを

発行する主体として明確化されるとともに、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができ、当該手数料の徴収の事務を同機構から住所地の市町村長に委託することができる旨の規定が新設されたものであります。

このことに伴いまして、これまでは、市町村が個人番号カードの再交付手数料を徴収する主体として、手数料条例に再交付手数料を規定し、当該条例を根拠に再交付手数料を徴収していましたが、当該条例を根拠に再交付手数料を徴収する必要がなくなりましたため、この規定を削除するものであります。

施行日につきましては、令和3年9月1日といたします。

続きまして、議案第37号「財産の無償譲渡について」御説明申し上げます。

無償譲渡する財産は、平成18年、柳井市、平生町、上関町の1市2町による柳井地域インターネット基盤施設整備事業で整備いたしました伝送装置のうち、光ファイバーケーブル及び付帯する設備であります。

譲渡の相手方は、Kビジョン株式会社であります。

譲渡の理由といたしましては、当該伝送装置は、町内の関係施設等と本庁間の情報通信基盤として活用されておりますが、整備から14年が経過し、設備の老朽化に伴う更新の検討時期にあり、更新する場合の財政負担など、今後の維持管理は大きな課題となっているところでございます。

一方、当該伝送装置の一部は、Kビジョンへ無償貸付を行っており、地上波再送信や有料放送、インターネットなどのサービス提供におきまして、本町の伝送装置は、同社が事業を行う上で24時間止めることのできない重要なものとなっているところでございます。

こうした状況から、本町の所有する伝送装置をKビジョンに譲渡し、現在、本町が使用している部分につきましては、同社から無償で借りることで、保守業務全般を同社が主体となって行うことになり、本町並びに同社の事業の継続性を維持しながら、今後の運用が合理的に行えると考えられるためであります。

財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を必要といたしますので、本定例会に御提案をいたすものであります。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の条例1件、事件1件の議案につきましての提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っておりますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。ここで暫時休憩いたします。

す。再開を9時45分といたします。

午前9時34分休憩

.....

午前9時45分再開

日程第8. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第8、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、産業の振興対策についてお伺いいたします。

町内の商業者に対する振興対策についてですが、町内の人口の減少は静かに続き、産業も伸び悩み、コロナ感染症の影響もあり、未来に明るい希望を持っていないのが実情です。さらには、大型の商業施設ができ、町内の個人業者さんも、より一層厳しい状況に追い込まれています。そのような中、平生小学校、平生中学校の給食が柳井の給食センターに集約を進められようとしています。これまで自校でつくられていたものが給食センターに集約されれば、納品・納入していた町内の関係業者は納品・納入ができなくなるのではと危惧されております。働く場、仕事場がなければ、既存の商業者も事業承継が難しくなり、人々の流出はやむを得ず、食いとめることはできません。地元商業者を守るという観点から、商業者に対する振興対策の取り組みをお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、岩本議員にお答え申し上げます。

商業に携わる被雇用者を守るには、安定した事業活動が継続して行われることが前提でございます。しかしながら、地方部の人口減少による需要の減少や大型の商業施設の進出を初め、それに起因した要因などにより、本町における商業者数は減少しており、地元経済は好循環を維持できていないのが現状であると認識をしております。このような状況の中、本町の商業振興については、町との連携のもと、平生町商工会を中心として、諸活動を実施しているところでございます。今年度、コロナ対策として、町内経済の活性化のため、実施する町内経済循環事業についても、現在商工会と連携して、商品券の発行準備を進めております。この事業について、このたび発行する商品券の一部を、町内に本店を有する事業者の利用に限定するなど、確実に町内事業者が経済が循環する仕組みも検討しているところでございます。今後につきましても、商工会とは、緊密に情報や意見交換を行いながら、ともに連携した商業振興施策の展開を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、地域並びに産業活性化の取り組みでありますイタリアーノひらおにつきましても、その認知度向上との相乗効果により、地域経済を好循環に転換することを期待し、実施しているものでございます。これらにつきましても、商業振興において有効に活用するよう継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 学校給食施設のあり方の検討に係る危惧についての御質問にお答えをいたします。

学校給食施設の今後については、令和元年度から協議を行い、議員の皆様にはその都度、協議の経過報告をしてきたところでございます。

令和2年度において、あり方検討会で得た、学校やPTA等関係者の方の意見や専門業者による詳細調査の報告を踏まえ、佐賀小学校は自校式の継続、平生小、平生中学校は、柳井市給食センターに集約を第1の選択肢として進める旨の報告をしたところでございます。

このことについては、コストも重要視していますが、合わせて、できるだけ早く安全基準に適合した供給体制に移行できる方法を考えた上であることは、これまで御説明させていただいております。

第1の選択肢の対象となる柳井市とは、定期的に協議の場を持つこととしていますが、今の時点では、共同運営するための条件整備についてなどの具体的な協議には至っていません。また、地産地消や町内業者の方の生活等の観点から、共同運営ありきで、柳井市の現状を全て受け入れるというものでは原則ございませんので、町内業者を含め、町民の皆様の生活に直接かかわることでもありますことから、注意深く、協議、対応していく必要があると認識しているところでございます。

こうしたことから、課題意識をしっかりと個別に把握したことで、協議に臨みたいと考えていますが、あり方検討会での意見のほかには、直接個別の課題をお伺いしていますのは少数でございます。これまで、小中学校の保護者の方には、給食施設の現状とこれからの方向性について、文書を配布することで御説明し、また、給食施設のあり方の方向性についての検討状況について、その概要をホームページにお示しするなど、その広報に加えて、これまで、コロナ感染防止に関連して延期していました、武道館での給食施設のあり方説明会を6月20日には実施できるものとしておりまして、現状の検討状況の報告を行うこの機会を含めて、関係する皆様には、危惧されていることについて、積極的に直接御意見を伺いたいと願っています。

第1の選択肢については、今後、柳井市との協議を進めていくこととなりますが、その過程において多くの課題が出てくることが予想されます。そうした課題に対しましては、町民の方からいただく、危惧される事柄等も合わせて、町長部局ともしっかりと連携しながら、町民の皆様の

暮らしを守る観点から、ぜひ、適切に判断をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） いろいろ検討されてはおりますが、給食センター集約については、今後は児童、生徒数の減少が見込まれています。できるだけ地元で取れた物を、地元の人の手でつくっていただく地産地消を進めていくことが、また、子供たちへの食育にもなり、地元事業者の活性化につながっていくものと考えられます。

そこで、町の財政には負担になるかと思いますが、集約せず、町内で事業を賄うということについては、町長はどのようにお考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

私も当然町内で給食施設をつくって、町内で調理して、子供たちに食べていただきたいという思いは当然でございますし、そうしたいとも考えましたけども、やはり、財政上、給食施設って、かなりの費用がかかるというふうには伺っておりまして、一応、計算もさせてもらったんですけど、庁舎も建てているところで、これ以上の財政的な負担というのはなかなか難しいということで、隣である柳井市さんのほうに一緒につくっていただけないかなということをお願いをしているところでございまして、本当に私も断腸の思いではございます。しかし、町の財政のことを考えると、どうしても、そのような余裕がないということで、町内でつくるということはちょっとできないという判断をさせていただきました。そのことにつきましては、皆様にも大変申しわけなく思っておりますが、財政のため、町のため、今後の財政運営のためにと申して、決断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） いろいろ財政問題とか、いろいろたくさんありますけど、町民が心豊かに暮らせるように守っていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

要望で、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の赤松義生です。

新型コロナウイルスのワクチン接種が始まって2カ月余りが経過しましたが、この間、関係者の皆様におかれましては、住民全体の奉仕者としての使命感を発揮され、取り組んでこられました。また、全職員も協力して、接種を成功させようとの雰囲気もつくられていると聞いております。町長初め職員の皆様に心からの敬意を表するものであります。

それでは、通告に従い、質問を行います。

1 番目に、コロナ感染症による地域経済への影響について。

昨年末から1月にかけて、さらに4月から現在に至るまで、感染の波が繰り返され、この間、大都市を中心に緊急事態宣言が2度にわたってなされ、特に5月の宣言では、隣接する福岡、広島でも宣言がされ、今に至るも継続されたままで、今日に至っています。

そうした中で、広島などの市場に市場を求めている産業、また、県外からのお客さんで成り立っている産業を中心に、新型コロナの感染拡大により影響を受けている事業者があると思います。町として、そうした影響をどのように捉えているか、お聞きいたします。

昨年度は、国の持続化給付金や県の制度、平生町においても、事業再生支援事業、町内事業所支援事業が地方創生臨時交付金を財源に取り組みられてきましたが、今年度においては、事業者の売り上げ減少に直接支援する制度は今のところないように思いますが、苦境に立たされている事業者がおられるとしたら、考えるべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 赤松議員にお答えいたします。

まず、地域経済への影響について、お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の区域設定、また、県により新型コロナ感染拡大防止集中対策が実施されるなどの社会的背景を要因として、都市部から地方部、または県をまたぐ人の流れの制限により、経済活動に影響を受けている産業は多岐にわたると判断しております。本町においても、飲食業や宿泊業などの一部業種の影響が少なからず発生していると認識をいたしております。

昨年度については、議員の御指摘のように、国や県において、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が一定規模減少した事業者に対して、事業継続の下支えや営業の維持発展のための交付金制度が実施されまして、町においても、国・県と同様に事業者支援に取り組んできたところでございます。

令和2年度における町が実施した事業者への支援につきましては、売上高が20%以上減少した利用者に対し、主に飲食業、小売業に対して、事業再生支援助成金として114件、その他業種に対し、町内事業所支援事業助成金として28件、延べ142件に支援を行ったところでございます。

現在は、国において、今年4月以降の緊急事態措置及びまん延防止等重点措置に指定した地域における休業や時短営業、並びに外出自粛などの影響により、売り上げが一定基準減少した事業者に対する支援が行われております。

町においては、昨年度、その他業種に対して行った支援の申請がある程度落ち着いていたこと

及び、近隣市町においても同様の傾向であったことから、給付金等支援策の継続は行っていない状況ですが、今年度実施する町内経済循環事業によるプレミアム商品券が使用できる範囲を飲食、物品の購入から役務の提供まで幅広く設定することとしておりまして、町として、地元事業者へ町内消費が還流する仕組みづくりを行っているところでございます。

そうはいいまでも、新型コロナウイルス感染症の発症から既に1年以上経過し、新たに町内経済への影響も懸念されるところでございますので、今後の社会情勢を見極めつつ、商工会等を通じ、さまざまな意見集約を行いながら、追加の支援策の必要性があると判断すれば、その実施について検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 最初の質問で、地域経済の影響をどのように捉えているかということについては、影響はあるというふうに認識をしているという答えでございます。私も、これはと思うところを何件か訪問して聞いてきたんですけど、ある宿泊業の方は、「もう細々と営業をしております」と、「平生町も庁舎の建設が始まるらしいけど、うちには泊まってもらえるのでしょうか」と言われるので、「その辺はちょっと、業者さんがそれぞれ選ばれることなんで、どこそこちゅうわけにはいかんとは思いますが」という話はしたんですけど、今度、1万円で1万5,000円分の商品券が買えるというのが平生町では行われますが、でも、宿泊業の方は、ほとんど町外というか、県外とか、そういう規模になると思いますので、あれの恩恵というのは、そう簡単に回っていかないんじゃないかというふうには思っております。そういう点では、やはり、どこにどういうふうな影響が出ているかということは、もう少しつぶさによく調べられて、対応していただきたいというふうに思っております。そういうことで、一つは、影響がどういふふうに出ているかということで、もう少し踏み込んだ調査はできないものか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

町として、どこまでできるかという問題もありますが、やはり、これは一番身近な商工会さんをお願いをして、どういう影響があるのかも含めて、その話を聞いて、今後の施策を考えていきたいと思っております。やはり、商工会の方が一番よく地元の商売人をやっておられる方の状況は把握されていると思いますので、そちらのほうでちょっと調査をしていただきまして、どういうところが困っているとか、どういうところにちょっと援助しないといけないんじゃないかということをお聞きして、それは今後の施策に反映させていただくようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 商工会が一番詳しいであろうから、商工会によく話を聞いてというふうな答弁でございましたが、商工会に、そういう意味で、よく話を聞いて、今の町内の事業者の困っている状況を調べるということは、それ自身が行政として、どういうふうにあらわれているかという調査をする一環ですので、ぜひ、その辺も聞くということも含めて、よく町内の事業者の状況を調査していただきたいというふうに思っています。

あと、直接的に給付するということについては、これからの状況も勘案しながら検討すると言われておるので、それはそれで、そのような方向で進めていただければというふうに思っています。

続けて言っているのですか。

それでは、水産業の振興について、お尋ねをいたします。

この件につきましては、3月の議会でも、イタリアーノひらおの事業の中に、漁業の振興も含めて取り組んでみてはと提案をいたしました。答弁ではイタリアーノひらおの知名度の向上と相乗効果により、水産業の振興についても好循環させることが政策目標の考え方であるとの答弁でございました。しかしながら、コロナの感染拡大により、緊急事態宣言継続中で、京都の祇園祭は中止となり、平生町では、この時期水揚げされるハモの魚価の低迷は避けられないというふうに漁師の方は言うておられます。また、鯛やウニなどの価格も低迷していると聞いています。今、平生町では、若い漁師さんも順調に育っておられるようですが、こうした時期だからこそ、いろいろな年齢の方がおられる組合員の方の意見をよく聞いて、有利な販売方法を模索することについて、行政として、援助はできないものか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町漁業者の水産物の水揚げについては、かつては、漁協による一元集出荷体制を堅持し、広島方面、関西方面に出荷してきたと伺っております。しかしながら、近年では、漁協組織の改編、漁業者の減少などを背景として、組合員個人による多様な出荷体制が行われつつあると伺っております。現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係により、広島県や大阪府など10都道府県に緊急事態宣言が発せられ、これに伴い水産物の取引が低調となっており、このことが山口県漁協平生支店を通じた取引価格、また、個人出荷の引取量にも影響を及ぼすことが懸念されているところです。この状況を危惧した漁業者からは、新たな出荷先について検討する動きが見られているところでございます。新たな出荷先の検討は本来、漁業者や漁協組織が中心となり、取り込まれるものです。しかしながら、今回の検討は主に若い漁業者が行っていることもあり、本

町といたしましても、本町水産業振興との立場から、でき得る限りの協力をしていきたいというふうに考えているところでございます。今後とも、漁協平生町支店との情報交換を行いながら、検討を進めていきたいと考えております。現在まで、平生町支店と特産品センター、町の三者協議について行っておりまして、ひらお特産品センターの魚の販売については、以前、特産品センター側が支店側に出荷の協力を願ったところですが、当時は協力が得ることができず、町外業者が特産品センターへ出荷することとなった経緯があります。店内の冷蔵庫の大きさの関係から、既存出荷者との調整が必要になることと伝えております。このことから、平生支店では、移動販売車を特産品センターの付近に駐車して販売することを検討しており、現在は加工の許可手続で、保健所と協議をしていると伺っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の漁業者の方々の声を聞いてみますと、一番の要望は、自分たちの魚をいろんなところで、自分たちの手で販売していきたいということで、この間、魚価の低迷によって収入が下がったことについての直接的な援助よりも、そちらのほうへの援助ということを非常に望んでおられました。しかし、今の答弁をお聞きしまして、組合ともよく協議をしながら、できるだけ援助はしたいということとか、佐賀の漁協のほうでは、移動販売車を使って特産品センターでも魚を売ろうかというような計画もあるというよう聞きまして、非常にいろんな知恵を使っての販売の方法について、努力をされているということが、行政のほうも漁協のほうもあるということがよく理解できました。ということで、ぜひ、これからも本当によく協力をしていただけたらというふうに思っています。

それでは、3番目のデジタル改革関連法案が成立したことによる、町の業務及び町民生活の影響についてお尋ねをいたします。

5月12日、デジタル改革関連法案が参議院で可決をされ、衆議院では以前可決をされておりますので、この時期、成立したんではないかと思えます。このことにより、平生町の行政にどのような影響を及ぼすのか、町民生活への影響がどうなるのか、3点について質問をいたします。

基本法案では、国と自治体の情報システムを共同化・集約の推進が掲げられ、標準化法では、自治体に対し、国が決めた基準に適合したシステムの利用を義務づけていますが、システムの共同化・集約によって、独自の施策が制約される可能性はあるのではないのでしょうか。

2つ目に、整備法案では、自治体が独自に制定する個人情報保護条例も、平井大臣は、一旦リセットし、全国共通のルールを設定した上で、法の範囲内で独自の保護措置を最小限で許容するとしています。本町の個人情報保護条例への影響はどうなるのでしょうか。

3点目に、デジタル化を生かすことにより、行政手続の迅速化または簡便化が図られ、住民

サービスが向上することは望むところですが、昨年夏頃、総務省の幹部の方は、デジタル化で無人窓口も実現可能ではないかと述べておられますが、このたびのワクチン接種の受付において、保健センターの受付には長蛇の列ができましたが、窓口で職員の方に対応してもらうことの安心感は何物にもかえがたいものであり、そのことを証明する出来事ではなかったかと思います。今度の関連法案では、窓口業務の縮小などにつながると、町民にとって不便になるかと思いますが、その心配はありませんか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

第204回通常国会におきまして、デジタル改革関連法案の6法案が成立し、デジタル社会の実現に向けた改革が本格的に動き出しております。デジタル技術の活用により、経済の持続的な発展と住民のニーズの合ったサービスで、多様な幸せが実現できる、人に優しい新たなデジタル社会の到来が望まれているところであります。

さて、関連法案のうち、御指摘のシステムの共有・共同化・集約につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律において、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により、持続可能な行政運営を確立することが、国及び地方公共団体の喫緊の課題であることから、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定等、必要な事項が定められております。

標準化の対象業務は、各地方公共団体の事務処理の共通性や住民の利便性などの観点から、住民基本台帳など17業務が対象となっております。今後、国において情報システムの仕様の特定が進められ、令和7年度までに各地方公共団体は標準化システムへ移行する予定となっております。したがって、御質問の内容につきましては、情報システムの仕様が決まった段階で判断してまいりたいと考えておりますが、現時点におきましては、対象業務が法令で定められた事務がほとんどであることから、本町の独自施策への制約などの影響の可能性は低いと想定しているところでございます。

次に、個人情報保護条例の影響でございますが、デジタル改革関連法案の6法案のうち、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴いまして、個人情報の保護に関する法律の改正が行われました。現在の個人情報保護制度につきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体におきまして、法律または条例で定められており、それぞれ規定や運用も異なっていることから、公衆衛生や災害対応等の場面で生じます適切かつ迅速なデータの活用が難しいことといったことが課題とされております。

このような課題を解決して、デジタル社会の実現をするためには、個人情報保護とデータ活用

を両立させることが必要であり、そのため、個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が1本の法律に統合されることになり、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において、全国的な共通ルールで規定されることとなりました。また、全体の所管も個人情報保護委員会に一元化されたところでございます。

御質問の内容につきましては、法律の施行後におきましても、地方公共団体は特に必要な場合に限り、条例で独自の措置を規定することができることとされており、本町の個人情報保護条例の取り扱いにつきましては、このようなことを含めまして、今後検討することといたしております。

次に、窓口業務の縮小等につながるのではないかと御質問でございました。デジタル改革関連法のうち、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律では、国民生活の利便性の向上の一環として、マイナンバーカードの利用性の向上を図るため、マイナンバーカード所持者につきましては、電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とすることになりました。

御承知のとおり、マイナンバーカードの利便性の向上は、今後の行政のデジタル化において重要となってまいります。住民が生活のさまざまな場面において行う役場への各種申請手続について、オンラインでの手続を可能にすることにより、住民の利便性の向上を初めとして、行政事務の効率化が進められるものと考えております。

一方で、御指摘のように、このようなオンライン手続の拡大により、窓口業務の体制の縮小を検討していくことも考えられますが、本来の趣旨が国民生活の利便性の向上であることを踏まえ、今後、行政のデジタル化を進める中におきましても、窓口業務につきましては、住民の利便性に十分配慮してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 1点目のシステムの共同化・集約によって、独自の施策が制約される可能性はあるかという質問に対して、標準化というようなことが国から、これから求められていることがありますが、本町への影響は少ないんじゃないかという答弁でありました。しかしながら、今、例えば、国民健康保険税を徴収するというところで、平生町は独自に契約されていると思うんですが、周南市、下松、光、柳井あたりが一緒のシステムで税の徴収をやっておりますけど、光市が去年から、第3子の、3番目の子供から人頭割を、個々の均等割を取らないと、徴収しないということを決められました。しかし、そういうシステムが全部一緒なんで、光市では、その事務だけ手作業でやっておられるというふう聞いておりますけど、要するに、これから、そういうたくさんの事務が共通化されたものに集約されていくということになれば、地方自治というけど、地方自治体として、本当に地方自治というものが保たれるのかどうなのか。国の基準

でも決められたものを全部が実行するような形になるというのは、非常にまずいんじゃないんかというふうに考えておりますけど、その辺のことについて、御答弁をいただけたらと思います。

それと、2点目の個人情報保護条例への影響はないかということでお尋ねをいたしましたけど、答弁の中で、個人情報については、法の範囲内で最小限のものを地方自治体でも決めることができるというような話でありました。しかしながら、最小限のものであって、要するに、さっき、窓口のところ、マイナンバーカード、スマホに搭載して、マイナポータルを通じてというようなことがありましたけど、結局行政が持っている膨大な情報を国が一旦吸い上げて、そして、町長も最初のところで経済の発展にというような話もありましたけど、そういうところに利用しようというのが一番の目的じゃないかというふうに思っています。その辺について、どうなのか、2点目をお尋ねします。

最後については、窓口業務については、やっぱり、デジタルだけではどうすることもできない、データが使えない町民もいらっしゃるということで、その辺は、ちゃんと今までどおりと、対応するという話でしたので、3点目については、それでよろしいかと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、独自施策にどのようになるかという話でございますけど、まだ、情報システムの仕様が決まってない段階でございますけど、どういう仕様になるかによって、どういつなげ方ができるのかも含めて、これはちょっと検討しなきゃいけないというふうに思っていますし、先ほども申し上げましたとおり、対象業務は法で定められた事務がほとんどでございます。これについては、もう法令上決まっているものが対象ということでありますので、それ以外の独自のものにつきましては、これは独自に対応していかないといけないなと思っております。また、法で定められた仕様の中で、どのように地方公共団体がそれを使って、加工ができるかどうかも含めて、これはちょっと仕様が決まった段階で、よく精査していく必要があるのかなというふうに思っております。

それから、個人情報保護制度でございますが、何分これ、私、平生町だけでやっている事業じゃなくて、国全体の話でございますけど、私どもがとやかく申し上げられるようなものではないと思いますが、個人情報については十分配慮されるよう、国には要望はしていきたいなと思っております。

また、利便性がよくなるということだけではなく、個人情報、たくさんの情報が入っておりますので、それらが漏えいしないようなことについても、国が一元管理するわけですから、よくその辺については、漏えいがないようお願いをしておきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長のほうから、情報の加工という話でしたが、結局、地方自治体を持っている膨大な量の情報を加工させて、それを民間の業者を含めて利活用に道を開くというのが今度の中での大きな問題点ではないかというふうに思っておりますので、まだ、これからも、その都度対応していくというような話でございましたので、きょうは、この件については、ここぐらいで置いておきたいと思います。

それで、4番目にコロナ禍における投票環境の整備について、お尋ねをいたします。

新型コロナが流行しているもとの、投票環境の整備が求められています。憲法によって定められている議会制民主主義のもとでは、国民は選挙で1票を投票することによって、自分たちの代表を選ぶ。そのことによって、政治に参加しているといえると思います。

そこで、過去3回の衆議院選挙の投票率を見てもみますと、小選挙区も比例代表もほとんど数値は変わらないんですが、おおよそ4年前の48回衆議院選挙において、本町では59.43%でした。47回では67.22%、46回では76.13%と、遡るほど投票率は高くなっています。投票率の低下は投票環境だけの問題ではない部分もあると思いますが、今日は新型コロナウイルスが猛威を振るう中で、直近に行われる選挙は秋に行われる総選挙であろうと思いますが、総選挙に限らず、投票環境の整備についてただしていきたいと思います。

現在、病院や高齢者施設などで、期日前投票の環境が整っている施設はどうなっているでしょうか。在宅で郵便投票が可能な方の条件はどうでしょうか。2年前に岩本議員の質問に対し、投票機会の確保のために、移動期日前投票所など含めて検討すると答弁されていますが、コロナ禍のもとでは、町内に何カ所か存在する、少人数の入所・入院施設のある高齢者施設や病院への移動期日前投票所を巡回できないものか、お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 赤松議員から病院や高齢者施設などでの期日前投票の環境が整っている施設はどうかといったお尋ねでございます。

病院等におきます不在者投票施設の指定基準につきましては、おおむね50人以上の人員を収容することができる規模を有するものとされております。ただ、当該基準は各都道府県の選挙管理委員会の判断の目安の一つとされておりますので、それを下回る場合であっても、地域の実情を踏まえて、不在者投票の適正な管理執行が確保できると判断される施設につきましては、指定ができることとされております。

現在、町内で指定を受けている施設は、医療法人光輝会光輝病院、養護老人ホーム寿海苑、特別養護老人ホームつつじ苑、それと、ユニット型特別養護老人ホームつつじ苑、並びに社会福祉法人幸寿会軽費老人ホームケアハウスサンガーデンの5つの施設となっているところでございます。

続きまして、郵便投票の制度についてお尋ねをいただきました。

郵便等において不在者投票ができる者は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証の交付を受けている者で、これらの手帳などの障害者及び障害の程度の記載が特定の事項に該当しているものでございます。こういった方たちから、あらかじめ選挙管理委員会に郵便等投票証明書の交付を求め、その証明書を添えて、投票用紙の発行の手続をする必要があるものでございます。

ただ、現在コロナ禍での緊急の対応といたしまして、今国会にコロナ患者の外出制限での選挙権を行使できない場合、こういったおそれがあることに対しまして、特例法が現在国会で審議をされております。明日が今国会の会期末でございますけども、今国会において当該法律が成立をいたしますと、先ほど申しました範囲の中に、新型コロナウイルスでの感染者も含まれるものというふうに考えております。

それから、少人数の入所・入院施設、これらの高齢者施設に移動の期日前投票所を巡回できないかといったお尋ねでございます。

移動期日前投票所につきましては、中山間地域におきまして、過疎化や高齢化の進展といった社会環境の変化を踏まえまして、投票所の統廃合を行った地域などを対象に、投票所への交通手段の確保が難しい有権者の投票環境の確保を目的として行われているものでございます。山口県内におきましては、現在山口市と萩市が人口減少等によりまして、投票所の統廃合を行ったことへの代替策として導入していると聞いています。

本町におきましては、現在8つの投票所を開設をしております、当面は現状の投票所数を維持したいというふうに考えているところでございます。ただ、今後の人口動態の変化などによりまして、投票所のエリアの統廃合等を検討する場合には、有権者の投票の機会の確保を図るために移動期日前投票所なども含めて検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今の現状の8つの投票所をそのまま維持をされているというのは、それはそれでいいことだと思うんですが、その8つの投票所でも、今の高齢化社会という状態の中ではやっぱり、その投票所に行くのも大変な人たちがたくさんおられますが、その点については、きょうは特に私は問題にしようとは思いませんが、ただ、コロナということの中で、小規模の病院とか、あるいは高齢者施設においては、外出制限とかもされていると思いますよね。そういう中で、そういう人たちが投票所に足を運ぶというのは、なかなか困難な部分があるんじゃないかと思います。そういうところに、期日前投票で1台の車で選管の職員の方とか、立会人の方

とかが乗って、そういう施設を回って投票をしていただくという方法は考えられるんじゃないかというふうに思っています。

そのことについて、もう一度、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 中尾選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 高齢者施設等に入所してらっしゃる方、当然このコロナ禍ですので、外部との接触に対して制限がかかっているというふうに思います。そういった施設に入っておられる方で、投票所に行くのを施設のほうで制限をしている場合に有効ではないかというふうなお尋ねだというふうに思います。

先ほども申しました204回の今回の国会におきまして、特例法が審議をされておりますが、この特例法におきましては、コロナウイルスに感染をした方については、郵便での不在者投票ができるといった規定になっておりますので、議員お尋ねのコロナにかかっていない方、こういった方の外出の制限について、郵便投票ができるというものではございません。ですので、議員お尋ねのそういった方への救済もというのは、検討する余地はあるのかなというふうに考えておりますけれども、私どもとしましては、施設が感染対策として入所者の投票行動、こういったものに制限をする。要は外出をさせないといったことに対して問題はないのかなというふうに警鐘は鳴らしていきたいというふうに思っております、私どもとしましては、投票所での感染対策、こちらのほうを万全にすることによりまして、投票での感染は起きないといったところに注力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 不在者投票ができる施設は、最初説明をされていたように、おおむね50人以上のベッド数を抱える病院や高齢者施設が対象になるんですが、それにとらわれるわけではないという話がありました。ただ、やっぱり、それぐらいの規模の施設や病院でないと不在者投票の事務を行うだけのゆとりがないということの言いかえでもあろうかというふうに思います。それで、小規模の病院や高齢者施設については、このコロナ禍のもとで感染拡大防止のために選挙に行くなということには、それはならんとは思いますが、ただ、選挙管理委員会としては、できればそういうところを巡回してあげたほうが親切というもんじゃないかというふうに思いますので、要望だけはさせていただきます。

以上で、私の質問は終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） それでは、質問させていただきます。

初めに、コロナワクチン接種の対応が大変好評であることは議員さんやいろいろな人たちが会議などで褒められており、言うまでもないのですが、私も何人かの人たちから、ぜひ、お礼を言ってほしいと頼まれていますので、簡単に報告させていただきます。

初日、後期高齢者の接種時は、車椅子、酸素マスク、酸素ボンベ、難聴者、また、つえの使用も多く、付き添われた家族の方々も大変心配されていましたが、職員の方の笑顔で明るい声かけ、挨拶から始まり、次に進むときは手を添えられたり、耳元でお話されたりと手厚いケアで抱きかかえるように対応され、接種者にも安心の表情が見られ、付き添われた家族の方から、「安心して接種できた」、「本当にありがたかった」、また、「町長さんも会場に来られ、皆さんを見守り、職員みんなが一丸となった対応に感激した」と電話がかかってきました。出会った人たちから、「ありがとうございますと伝えて」と感動の声です。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

平生町を守るための荒廃地と保全管理をお尋ねします。

農業は存続できるのか、1点目です。

1点目の中をまた3つに分けさせていただきますけども、3点分けさせていただきます。

農業離れが始まり、担い手不足が叫ばれてから何十年たつでしょうか。新規就農者、若者育成、産地化、後継者育成など、いろんな政策が打ち出されてきています。また、打ち出されてきました。農業農村整備事業もその一つと思われます。他の市町は農業整備事業に着手され、大変な御苦労をされ、現在もまだ苦労していると思いますが、田んぼに4メートル道路が走り、家の近くまで救急車や消防車が入ることができ、時代の波に取り残されることなく、美しい田園風景が広がっています。改革を実行されています。平生町は変わりつつある時代についていけず、それとも、いかなかったのかもしれませんが、農家の現状は危機的状況にあると感じます。狭いなら狭いなりに、若者に農業の魅力を味わう環境づくりが大切と思われます。20年前、平生町は今の特産品センターが有機の里ひらお特産品センターとして、有機野菜を主に平成10年11月27日にオープンしています。現在の特産品センターの変更は、有機の基準が高くなったためと聞いております。当時、農業に関する県の大会や研修会などで、生改連の会長、生産者の代表、農業委員などが事例発表やコメンテーターとして大いに活躍され、食は命と題して、当時の松岡町長が講演され、県下でもトップクラスを走っていました。私も研修会や会議に出席する機会が多く、他の市町の方が平生町に追いつけ追い越せと聞き入る姿にすごいなあと感心したものです。

アルギットミカン、里芋の会、出荷野菜の金・銀・銅の認証制度を用いての販売、灘神戸生協との交流、ブランド米などなど、確か農業政策が8つあると言われていました。その政策もとうに潰れて、ないと聞いております。曾根にあった柑橘選果場も昨年秋で終わり、次からは大島に持っていくようになったと伺っています。でも、今年は何年ぶりかで、先ほども町長さん申され

ましたが、何年ぶりかで特産品センターの売り上げが伸びたと伺っています。若者に農業の魅力を味わう環境づくりが大切と思われませんが、お考えをお聞かせください。1点目です。

そして、農業の集団化が2点目です。

農業耕作することは、農地がなければ、農業はできませんが、農地があっても耕作できない場合もあります。水路から田に水が入らないと稲はできないのです。水路の管理は利用者が共同で昔から行っていましたが、耕作放棄地になると、ため池周辺の管理も水路の管理にも加わりません。私は12月に基盤整備で、関連性があるというので、地域を、今、いろんなところを回っております。1件1件回っているんですが、1つの例です。水路の管理は共同で行っていたんだが、先日、基盤整備の件での尋ねたときに、箕山からの水を一気に受ける重要な水路が、管理する人が少なくなったため、今は2件となり、イノシシが荒らしたところを直すのは2人では無理なので、光から弟を呼んで3人で直した。田んぼはきちんとしても、昔のように修繕で管理したものを2件では無理よな。コンクリートでなく、昔の石だけの石だらけのまま、このままだと水は川にも流れず、大変なことになる、と言われました。災害が起こったら大変です。農業は災害防止、生態系保全、環境を守る役目もあると強く思いました。誰も管理者がいなくなったらどうなるのでしょうか。これらを解決するのは基盤整備が必要と思われます。これが3点目です。

そして、2番目に、年々荒廃地が増えている。イノシシの被害もある。異常気象も多くなっている。災害時、現在の川、田、畑、水路、ため池など、現状のまま、町民の生命と安全を守ることはできるのか、不安になります。

まず、最初に、解決策として、一番、今までの危険箇所、苦情等、総点検して、安全で安心して暮らせるまちづくりが必要ではないでしょうか。

2点目です。長年応急措置で対応してきた場所も、原因の究明及び再発防止の検証はしているのでしょうか。また、今、直さんにやいけんという工事待ちは何件あるのでしょうか。住民は心待ちにしていると思います。また、応急措置というのが、「穴があいて危ないんだが」と役場へ電話すると、差し向き土のうや泥を入れておしまいなんですよね。それが不思議と1年ぐらいいったり、符がよければ、2年ぐらいいつんですが、また穴があく、また穴があく、そんなのが10年やそんな対応で過ごしているところは、1カ所や2カ所ではありません。

3番目です。道幅が狭く、救急車、消防車の対応が難しい集落も多いし、今、昔と違って、自転車通勤していた時代もありますが、もうそれはどうの昔に終わっています。でも、現状は、個人で道を太めたり、どうにか軽が通れるようにするというような状態で、地域に昔ながら住んだところにみんな家を構えています。生活道路の改善が必要ではないでしょうか。農家は高齢者ばかりで、若い者は通勤しやすい場所に住宅を構えています。道路があれば、平生から、今、生まれ育った家から通勤もできるのではないかと思います。

そして、優良農地と太陽光発電地域のゾーン分けが必要であるのではないかということです。優良農地というのは、農作物を作付してあり、農地として活用していると理解していただけたらと思います。また、これは農地だけではなく、太陽光が住宅地のそばに、自分の住宅のそばに、平生にも、もう、これで私も相談を受けたのは何件もあります。一番、議員になったころに聞いたのは、「まあ、中本さん聞いてください。ある日、ぱっと見たら、太陽光が1日で建ったんよね、家の真ん前につて。どういうことか、役場へ聞いたら、何の問題もありませんと言われて、まあ、どう思う」というのが、私が議員成り立ちの声でした。それから今もって改善はされていません。本当に農地を守るんだったら、太陽光ができれば、水路が、太陽光の人は水路を守りはしません。ここを埋め立てて、太陽光するといったら、業者が来て、ぱあっと埋めて、水路も何もない。誰も検査しないんですよ、その農地を。だから、水路は潰れているわというような感じがあるので、もうそれは死に土地になってしまうんですね。農家の人もやる気をなくしたりしますので、本当は、太陽光は太陽光ばかりここへつくろう、この農地は、このところには、農地として活用できるから、つくらんようにしたらどうだろうかというゾーン分けができればいいかなと思っています。

そして、太陽光設置の状況には、本当、今も増加の状況ですが、契約を交渉するとき、第1条件は、近隣の所有者や住民に迷惑をかけないことを指導、話し合いするよう取り組んでほしいと思います。話し合っしてほしいというのは、水路や境界線などを話し合う前の前提で、それより前の前提で、じゃあ、こうしてほしいということです。

先日、大手電機メーカーを退職された方から、「太陽は東から出、西に沈む基本を忘れ、反対に太陽光を設置したのもある。お尻を向けて、あれでは最高のエネルギーを取り入れることは難しい。でたらめな工事じゃ。専門オーナーじゃない。どこから来ているのかなあ」と笑いながら話されました。ニュースによれば、今後、政府は脱炭素化を目指す、を打ち出しています。しっかりした指導、教育をしてスタートしてほしいと思います。

今、問題点を幾つか言いましたが、それらを総合的に考えて、平生町は他町と比べて遅れているのが実情です。私は、議会で基盤整備について質問しました。それは平生町をどうにかせんにゃいけん、このままではいけんという思いが強く、その後、早急に土地所有者宅を、税務課へ行って、地籍図を30枚ぐらい取りましたけども、1戸1戸訪問している途中です。現在、訪問して意見をいただいた中で、ほとんどの人が賛成の声です。そのうち、答えている、生の声を少し紹介してみたいと思います。

1人の人は、現在夫95歳、妻88歳。2カ月前までは2人仲よく、夫は草刈り、妻は草取りをしていましたが、腰を痛めたのか、近ごろはちょっと見なくなりましたけども、野菜はつくっています。2年前から米づくりは他人に任せています。「荒れていくのが寂しゅうてな、何とか

してほしい、頼みますよ、お願いしますよ」との声です。

そして、もう1人は、「どうして、今まで基盤整備の話、出ないのがおかしい。太陽光が広がるばかりで、米づくりは町はやめようとしているのか」との声です。

また、ある人は、「このままでは集落がなくなるので、よい方法があれば、早く話を進めてほしい。そうすれば、いつか都会にいる子供たちが帰ってくるかもしれん。ええ話じゃ」。

そして、ある人は、私も1人では全部回り切れないんで、「あなたたちはこっち行ってくれる、わたしが回ろう」言うて、今3人ぐらいがいろんな地域を回ってくれております。そしたら、ある地域の人が、もう印鑑押して、持参してきたものもあります。

○議長（中川 裕之君） ちょっと発言中ですが、ここで暫時休憩します。

○議員（3番 中本 敦子さん） はい、わかりました。

○議長（中川 裕之君） ですから、今、1問目の途中ということ……。

○議員（3番 中本 敦子さん） 2番目です。イノシシのぶんの。

○議長（中川 裕之君） 1問目の途中ちゅうことで、休憩します。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） すみません。次、続きをカットしますけども、1件の農家が、今、農家の人の声ですけども、「1件の農家が田植え機からもみすり機まで持つてする百姓はもう終わったよ。これからは集団化して、効率のいい大規模でやるのが、平生の町を守ることになるのじゃないか」と言われました。そして、これは女性の方も男性の方も言われたんですが、「今、農業法人がないのは平生だけじゃないの」って、最近言われたので、私は調べることができなかつたんですけど、平生町には農業法人はありませんから、農業法人をつくって、引き継ぎをして、どうにか平生の町を維持することが大事だなと思います。私は、今、住民の声とか、いろいろ申しましたけども、最終的には、私がお尋ねしたいのは、農業農村整備事業に早急に取り組んでいただきたい。取り組むことはできないのかということですよ。

最初に申しましたように、総合的に考えて、平生町は他町と比べて遅れているのが実情だと思います。農業農村整備事業に取り組むことはできませんか。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、質問されたものについてお答えしますが、私も、はっきり申し上げまして、平生町で、畑、田んぼ、田畑を見たいというふうに思っています。きれいな畑、田んぼがあるということが、これは田舎の原風景じゃないかなと、これが変わりつつあるというのは、ものすごく大事なものを失っていくのではないかなというふうに、私も危惧しているところでございます。多分、都会から田舎を求めて来られる方は、やはり、美しい畑、田んぼをぜひとも見たいと思って来られるんだらうと思うんです。それがこういう状況では、あまり魅力を感じることができないんじゃないかなというふうに私も思っています。何とかしたい、できることがあれば、したいというふうに考えております。

まず、質問にお答えいたします。これは私の今の気持ちです。

まず、若者に農業の魅力味わう環境づくりが大切ではないかというお話でございますが、現在、本町の農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると認識をしております。そのことは、経営耕地面積の減少、基幹的農業従事者の減少に顕著にあらわれており、この傾向は今後も継続していくものと考えております。この打開策としては、議員御指摘のように、後継者対策が最も重要と考えておまして、新規就農業者対策については、本町の農業振興を考える上で最重要課題として取り組んでいるところでございます。

このような状況の中、本町での取り組みとしては、新規就農者を希望する者に対して、農業所得が上がりやすい高収益作物での就農を勧めているところでございます。また、関係機関等と連携を図り、就農フェアに町も参加して、新たな新規就農者、就農希望者の掘り起こしを図っているところでございます。

また、現在、本町の農業経営の中心を占める兼業農家の支援策として、今年度からも、小規模農家支援事業など実施しておりますが、今後、兼業農家としても農業後継者が育っていくことができるよう、制度の拡充や新たな支援策についても積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

現在、イタリアーノひらお推進事業の一環として取り組んでおります、オリーブやレモン栽培についても、若者、若年層の呼び込みを目的として行っている側面もございます。これらにつきましても、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、農業の集団化が必要じゃないかということでございますが、農業の集団化については、担い手への農地の集約化や基盤整備などにより、生産性の向上を図ることが目的の一つですが、地域ぐるみで農地を守っていこうという農業用施設の保全管理での観点では、一部の地域で取り組んでいる、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度も有効であるというふうに考えております。

また、集落営農法人などの設立により、地域での営農活動や公益機能保全活動を継続する方法もありますが、構成員の高齢化により存続が厳しくなる事例もあると聞き及んでおります。これらにつきましても、将来どのような法人にしていきたいかを含めた長期的な視野も大切と考えておりますので、地域の実情により相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

次に、耕作放棄地の農業施設の保全でございますけども、耕作放棄地の農業施設の保全としてのため池や水路の整備につきましては、緊急性と必要性を考えながら整備を行っていきたいと考えております。

ため池については、近年、全国的な豪雨災害が増加しており、整備及び廃止についても、全国的に進んでいるところでありますが、この整備及び廃止を行う際には、地元の合意形成と費用負担をしていただく必要があります。本町では、耕作放棄地が増加する中、下流域の住民の皆さんが安心して暮らせるよう、ため池の機能を廃止する切開工事を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、議員御質問の基盤整備が必要とありますが、基盤整備を行うには担い手などの集団化や組織化がされ、農業者の目的やニーズに合わせて整備を行っていくこととなります。まずは地元の農業者で合意形成を図り、農業者と行政が協議を重ねながら、農業基盤整備を進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、危険箇所、苦情等の件数とかもお聞きになりました。近年、異常気象により多くの災害が発生しております。町内でもさまざまな危険箇所や御要望等があり、順次復旧等を進めているところであります。しかしながら、現在の異常気象等に対応した整備を行うことは難しく、また、町内全域となりますと、かなりの広さ、面積、件数となっており、十分な処理ができてない状況であります。町民の皆さんからも災害に関する情報をいただきながら、引き続き定期的な点検を実施し、危険箇所を把握し、災害の未然防止に努め、大きな災害にならないよう町民の皆様とともに、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

応急処置についてでございますが、町民の御不便を少しでも解消するため、職員により応急対応として、簡易的に補修等を行っております。応急処置で対応してきた場所の原因究明及び再発防止については、気象状況など多くの原因があり、全てが確認できていない状況であります。再発防止に向けての検証も行っておりますが、職員だけではなかなか難しい状況もありますので、町民の皆さんからの情報提供や御協力をいただきながら、原因究明等に努めてまいりたいと思います。

また、現在の工事待ちについてですが、町内全域で、法定外道路、河川、水路、合わせて200件以上が過去からの要望を受けており、十分な処理が進んでない状況であります。

これに加え、毎年30件程度の申請書が提出されており、順次申請内容を精査しながら工事を進めている状況であります。しかしながら、膨大な件数のため、早急に工事ができないこともあり、簡易的な補修等で対応できるものは、限られた中ではありますが対応をさせていただいております。町民の皆様には、大変御不便、御迷惑をおかけしておりますが、引き続き御理解、御協力をお願いしたいと思います。

また、町内には、道幅が狭く、救急車、消防車の対応が困難な集落も多い状況であると思えます。近年、消防車両の大型化も進み、道幅が狭いところや通行がスムーズに行えない場所も増加しております。消防署と連携をして、部分的に解消が行える箇所については、簡易的でも進めている箇所もあります。

また、救急車の小型化についても、消防署に要望しているところでございます。引き続き関係機関と連携をして対応できる箇所については、順次解消に努めてまいりたいと思っておりますので、大変御不便、御迷惑をおかけしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

それから、農業用地と太陽光発電地域のゾーン分けの話がございました。

農地は農業経営を存続していく上で最も重要な農業資源です。その農地を確保していくこと、とりわけ農業経営に適した農地を確保していくことは、本町農業を維持していく上で重要な課題でございます。本町では、農業振興地域整備計画の中で、優良農地の確保及び利用集積を図ることを目的として、農用地区域を定めております。この農用地区域は原則農地転用が禁止されておりまして、太陽光発電施設などへの転用ができない土地となっております。この農用地区域の農地転用禁止についてはさまざまな御意見があることも承知しておりますが、町としては、何とか、この将来へつなぐべき優良農地を守っていきたいと考えているところでございまして、農地所有者の皆様にも御理解のお願いを申し上げているところでございます。

また、今回御指摘いただいております太陽光発電については、現在国において地球温暖化防止施策による再生エネルギーの活用について、いろいろと検討がなされているようでございます。本町といたしましては、機会あるごとに地球温暖化防止施策と農業施策の調和について意見を申し上げているところであり、今後におきましても、これら施策が共存していけるよう働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、いろんな施策も用意は、用意といたしますか、ありますので、ぜひとも、町のほうに相談に来ていただければいいかなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ただいまの答弁で、農地は守らなければいけない、美しい田園風景は保持したいという基本がありますので、安心しております。本当に、今、この時期を逃した

ら、本当にもう維持、高齢者が今無理をして地域を守っている状態ですので、昔ながらの農業で、あと何年維持できるだろうか。道路を拡張し、大型農機具で近代的な農業を推進してやることはできないのか、しなきゃいけないのじゃないかというのが私にはあります。行政も町民の声に耳を傾けて、一緒に同じ線上、土俵に乗っていただきたいと思います。そして、これは無理で、これはこういう制度があるよ、これはこういうのがあるよとかいう指導をぜひしてほしいと思います。私は、先日、今まで、税務課行って、地籍図を30枚ぐらいコピーしていただきまして、税務課の人が、私は11時過ぎごろ行ったら、昼休みも取らずに丁寧に焼いてくれましたが、それを家に持って帰って、張り合わせて、集落の地図をつくりました。そしたら、10日ぐらい前に棚を整理していたら、父が基盤整備を35年から40年たつかもしれませんが、そのときやった基盤整備の図面が出てきました。思い出しました。それは大変な苦勞で、農家関係者が集会所もない時代でしたので、私の家に集まって、夜8時になったら、関係者が8時になったら話し合いに家に集まります。そして必ず役場の方が2名、最低2名は出席しておりました。それで9時半ごろ帰られるんですけど、それは必ず一緒におって、それは、うちの土地はどうじゃ、こうじゃいうて、ものすごい罵倒が飛ぶような中を基盤整備していますので、それは簡単なものではない。基盤整備やるのはすごいエネルギーが要ると思うのは、私が当時お茶を出しておりましたので、雰囲気的には、これは生半可なことでは首は突っ込まれない大変なことなんだちゅうのを感じておりましたが、でも、私は今、議員という職がありますので、それは使命として、私が議員になったからいうには、できなくてもできても努力はしてみるべきだと思って、覚悟は決めておりますので、どうぞ、皆さんも御協力をしていただきたいと思います。

本当、今、農家を回って一番心配するのは、「担い手がおらんじゃない」で言うて、自分ら基盤整備したところを、また、自分たちがつくると思っている人もかなりおられますので、本当に平生町だけ農業法人もないというような、その農業法人が一気に引き受けてやる。そしたら、都会に出ている子も、生まれ育ったふるさとに愛着がないわけではないですから、「きれいなどこじゃったら、定年になったら帰りたい、平生に愛着があるんだ」って、それは本当に帰れないから、帰ったら、草刈って、年金は突っ込まんやいけんところは帰らんとというのが今の現状ですから、本当に平生町で育った若者、都会に出て活躍している子供たちにふるさとを確保してやってほしい。その努力はしなきゃいけないなと私は思っておりますので、同じことを長々言ってもいけませんので、町長さん、どうぞ、どうぞ、平生のためにお力をお貸しいただきたい。一緒に努力をしていただきたい。頑張って、いい田園風景を復活させてほしいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望。1問目の要望。

○議員（3番 中本 敦子さん） 要望じゃないんです。やってください。

○町長（浅本 邦裕君） 行政だけでできるものでもないですし、多分、農業やっておられる方だけでもできるものでもないというふうに承知しています。やはり、お互いのできることをやっていくしか方法はないと思いますので、先ほども申し上げましたとおり、御相談いただければ、一番いい方法はどうかというのを一緒に探して、一緒にやっていくということでございます。当然、町として、できることはできる限り協力をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（中川 裕之君） 終わります。いや、1問、2問……。

○議員（3番 中本 敦子さん） すみません。1問目が終わりました。

○議長（中川 裕之君） 終わりですね。1問目の終わりですね。

○議員（3番 中本 敦子さん） はい。終わります。

2問目に入ります。

2問目は、悪質商法の実情をお尋ねします。

今、ひらお広報に記載してある、正しい知識で安心な消費生活が毎月発行されています。相談、アドバイス、ワンポイントが大変町民の皆さんに役立ち、日常生活に助かっていると好評です。最近では、コロナ生活で不安や危険を伴う低迷な状況の中で必要な知識です。

2020年1月から現在続いておりますが、ざっと言って、皆さんも読まれているので知っていると思いますが、旅行契約のトラブル、還付金詐欺、アパートトラブル、キャッシュカード、インターネットショップ、クレジット漏えい、新型コロナウイルス感染のマスク送りつけ商法、情報商材のトラブル、通信販売トラブルに注意、災害に便乗した悪質商法、これは保険と思いません、格安をうたうサイトに注意、固定電話設備の切りかえ、悪質な販売行為に注意、インターネットショッピングトラブル、身に覚えのない当選メール注意、うそ電話詐欺、子供オンラインなど、多岐にわたって情報が流れておりますので、これも、「ありがたい、今度は何があるんじゃないか、はあ終わるのかな」と思ったら、また継続しているから、うれしい、また、これ楽しみに見られる」と言うので、どうぞ、やめないで継続してほしいという頼みをしてくれということなので、今後も継続をお願いします。できるでしょうか。お尋ねします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

近年の消費者トラブルは、高度で多様な情報化社会の進展やサービスの多様化などにより、巧

妙なものとなっていることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会情勢を背景として、インターネットを中心とした副業のあっせんや通販サイトなどにかかわるトラブルも頻発している状況であると承知をしております。

現在、本町の消費者トラブルに関する相談につきましては、平成28年度に柳井広域の1市4町が連携し、専門相談員による適切かつ迅速な相談受付体制を整備するため、柳井地区広域消費生活センターを設置し、対応しているところでございます。

柳井地区広域消費生活センターに寄せられた相談件数につきましては、平成30年度に柳井広域全体で447件でありまして、うち平生町の住民からは55件、令和元年度は同じく391件のうち47件、令和2年度は409件のうち43件となっております。相談が多数行われる一方で、被害も発生しておりまして、うそ電話詐欺に関しましては、警察が令和2年1月から12月の間に被害届を受理したケースといたしましては、平生町では1件、柳井警察署管内では全域で4件と伺っております。町といたしましては、これら被害を防止するため、また、これからも消費者トラブルの相談に迅速かつ適切に対応するため、柳井地区広域消費生活センターを運営継続していくほか、トラブルの未然防止の観点から、毎月、町広報誌へ消費者問題に関する記事の掲載を継続していくことを考えております。

また、昨年度は、若年層への被害防止の観点から、小・中学校の児童生徒に対し、インターネットやスマートフォンの利用についての注意喚起並びに相談窓口を記載したクリアファイルを配布いたしました。今後につきましても、迅速かつ適切な相談体制を維持するとともに、消費者トラブルによる被害を未然に防止するための啓発活動を継続し、住民生活の安全安心に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 今、私は、相談状況と啓発活動を継続してほしいことを質問しようと思いましたが、今、町長さんが御丁寧に全部回答してくれましたので、以上で質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、放課後児童クラブについて質問いたします。

放課後児童クラブ事業は、保護者が就労などで、昼間のいない家庭の小学生を対象に全国的に実施されています。適切な遊びや生活の場を提供することで、子供たちの健全な育成を図ることを目的に開催されているところですので。町内には2つの児童クラブがあります。ひらおっ子のあるべき姿を念頭に経営されていることと思いますが、現状と課題をお聞きします。

次に、私が今感じていることを具体的に質問します。

まず、平生児童クラブですが、御存じのように、平成27年度から対象児童は6年生までに拡大されました。そのときに児童館では手狭になったので、新しい場所を探しました。一部を学校に移せないか考えたのですが、空き教室はないとのことでした。幼稚園を借りようか、プレハブをつくろうかという案もありましたが、結局、児童館の図書室を転用して、何とかしのいだと記憶しています。現在人数は減ってきましたが、コロナ等の感染症対策のことを考えるとやはり確保が必要だと考えます。その後の取り組み状況をお聞きいたします。

次に、佐賀児童クラブについてです。場所は佐賀保育園の2階にあります。児童クラブ開設の折、そのときにあいていた保育園の2階を利用したため、児童用の施設ではありません。学校から少し離れているため、移動時の安全面も心配されます。また、建物は、耐震性は問題ないとのことですが、築後四十六、七年が経過していますし、何より、その場所は土砂災害警戒区域内にあります。保育園児の安全面も考えると、早急に小学校の敷地内の開設が望まれます。一時、そういったことも考えられたようですが、検討は進んでいるのでしょうか。

以上、児童クラブの現状と課題について質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

放課後児童クラブは、共働き家庭等の小学生を授業の終了後や土曜日、長期休業期間中に預かり、基本的な生活習慣や異年齢児童との交流を通じ、社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる遊びの場、生活の場であり、子供の主体性を尊重し、子供の健全な育成を図る役割を担っております。そのため、児童クラブ支援員は、県や県教育委員会が開催する放課後児童支援員認定資格研修や教育支援者等研修会を受講し、支援者として必要な知識と技能の習得及び資質の向上を図っております。

また、平成30年9月に国が策定いたしました新・放課後子ども総合プランでは、待機児童の解消と全ての児童が放課後を安全、安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができる放課後児童クラブと、地域住民等が参画し、放課後等に全ての児童を対象に学習体験交流活動を行う放課後子ども教室を、令和5年度までに小学校内で一体型として実施する箇所数を現在の約2倍に増加させ、1万箇所以上とすることを目標としております。

本町におきましては、現在利用を希望する児童全員の受け入れができており、待機児童はおりません。また、放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室に参加できる体制の整備を行っており、両事業の支援員等が連携し、一体的な取り組みを進めております。

それから、平生児童クラブは6年生までが対象となったとき、場所が手狭になり、新しい場所を探したことがある。その後はどうなっているかという話でございますね。

放課後児童クラブは平成27年4月から、小学校6年生まで利用できるよう拡大されたことに伴い、平生児童クラブでは定員110人を超える希望があり、利用を希望する児童全員の受け入れが難しい状況となっております。このため、令和元年度には、長期休暇のみの利用を可能とし、夏期休業期間のみ平生小学校の特別活動室に平生小学校児童クラブを開設いたしました。令和元年7月の通年在籍人数は97人、長期休業期間のみが11人でした。そこで、令和2年度には平生小学校の相談室に平生小学校児童クラブを開設するため、施設を整備し、準備を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、小学校の夏期休業期間の短縮や利用者が減少したことにより、平生中央児童館のみで実施をいたしました。今年度におきましても、6月1日現在で在籍者数が65人で、長期休業期間のみの利用申し込みが16人となっておりますので、平生中央児童館のみで実施する予定としております。今後、利用の申し込み状況を見ながら、平生小学校の相談室の利用について判断してまいりたいというふうに考えております。

佐賀児童クラブの保育園の2階を使用しているということの問題はないのかということですが、佐賀児童クラブにつきましては、現在、佐賀保育園の2階の1室を使用しており、問題点としては、トイレが園児用のトイレのため、小学生にとっては使いづらいことと、部屋の広さが通常時は問題ありませんが、コロナ禍において密集を避けることが難しいことが上げられます。また、佐賀小学校から佐賀保育園まで距離があり、県道沿いの歩道を歩いて移動するため、地域のボランティアによる見守りと支援員が迎えに行くことで、児童の安全の確保に努めております。

また、昨年度までは、佐賀保育園の2階を使用しておりましたが、本年度は園児数が増加したため、2階を使用しており、園児の午後の睡眠の時間等は、児童クラブの児童に静かに過ごしてもらう必要があります。新・放課後子ども総合プランにおいても、全ての児童の安全、安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室等の活用や教育と福祉との連携方策等について検討しつつ、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備等していくことが必要であるとされておりますので、今後の児童数を確認しながら、佐賀小学校の余裕教室等の活用について、教育委員会、佐賀小学校等との協議を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。

平生児童クラブについては、今、児童数が少なくなったから、何とか今のままでやれるというお話でした。ただ、今回、コロナ騒動があったときに、そこが使えなくなりましたよね。使えなくなって、それでも、1人だけでしたけれど、子供を見てほしいという要望があって、今、平生

の小学校の体育館の後ろ側、相談室ですかね、あちらをひらおカンガルー応援隊が利用して、面倒を見たという事例がございます。やはり、感染症その他のことも考えられて、何かあったときにどう対応するかというあたりもしっかりと考えられたらと思います。そのあたりをよろしくお願いいたします。

佐賀の児童クラブについては、今、申し上げましたように、とても大変な状況にあります。あれが保育園の2階になったときに、急に保育園の2階になって、先生方は、保育園の先生方は慌てて2部屋をあけられたという経緯があります。そのときに、入り口が1つだと園児と小学生がぶつかったりして危ないから、外の非常口の入り口、あちらを児童クラブ専用にしたらどうかということも言われたようなんですけど、入り口1つで押し通されました、という経緯があります。今、幼児が寝ているときに子供たちが帰ってくるという話もございました。どっちもが大変。幼児も、お兄ちゃんお姉ちゃん方が騒いだら目を覚ますし、出会い頭の事故も考えられる。小学生も放課後になって、はじけて帰ってきますので、どういった行動をするか読めないところがあります。そういった中で、保育園の2階を使うというのは非常に危惧しております、私は。小学校のほうで、管理上の問題とかで、今の小学校の奥の家庭科室のあたりを児童クラブで使えないだろうかという話もあったようです。トイレの問題とか、そういったものもありますけれど、そのあたり早急にやっていただけたら、事故が起きる前に、早急にやっていただけたらと思います。先ほど町長もトイレの話をされましたけど、本当ちっちゃいのよね。あのトイレで、今、結構、児童クラブ佐賀は20人近くいますので、大きい子もおります。あれはちょっとかわいそうというか、信じられないというか、と私は思っております。よく我慢してくれているなど思っております。また、保護者も、もう50年近くたっている園舎ですので、ここでどうかなという話も聞いておりますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

あと、児童クラブについて、1つ褒めたいというか、ことがあるんですけど、平生町の姿勢ですけど、障害者に対して、学校にしろ、児童館にしろ、保育園にしろ、幼稚園にしろ、門戸開いております。これは特筆すべきことで、以前ちょっと柳井のほうで、障害者をお持ちのグループとお話したときに「私たちも働きたいのよ」、「でも、この子たちを預ける場所がない。預かってくれるところがない」と言われて、「いや、平生はあるよ」という話もしたんですけど、そういうふうにはいい活動もしていますので、そのあたりは評価したいと思います。

以上で、児童クラブについては、私の質問を終わります。今のは要望でお願いいたします。なるべく早く。

次に、幼稚園の話でございます。

幼児期は、生活や遊びの中で、ルールやマナー、話す力など獲得していく時期です。人格形成の基礎を培う大切な期間で、小学校以降の生活や学習の基盤となります。幼稚園ではそうしたこ

とを考え、幼児教育に邁進されていることと思います。今回の平生町教育振興基本計画では、目指す子供像として、「自分に対する信頼を高め、「がんばり」と「優しさ」を発揮する子どもたち」を掲げておられます。これまでも目指す子供像の共有と系統立った指導により効果的な子育ての実現に向けて関係者と連携されています。効果はいかがだったでしょうか。理念とそれを具現化するための方策はどのように考えられているのか、質問いたします。

2番目に幼稚園児の数の減少についてお聞きします。

平生幼稚園は、定員は140人ですが、ここ10年、四、五十人で推移しています。今年度、先ほど行政報告の中にありましたように、新入園児は4人、26人在籍しております。このままでは園の存続が心配されます。これについての対策と今後の運営方針をどうしていくのか、お尋ねいたします。

以上、幼稚園の役割と今後の方針をお答えください。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） まず、平生幼稚園についてでございますが、まず、理念と具現化に関する質問についてお答えをさせていただきます。

町教委では、昨年度、教育振興基本計画を策定いたしまして、今年度から本町の目指す教育の実現に向けて取り組みを進め始めました。この計画では、これまで本町教育の基本理念を原則引き継いだ上で、目指す子供たちの姿について、先ほど議員から御紹介がございましたように、「自分に対する信頼を高め、「がんばり」と「優しさ」を発揮する子どもたち」と新たに定めまして、その実現を目指すこととしています。

この目指す子供たちの姿については、子供たちが将来なりたい自分になるためには、頑張りを発揮して、できることを1つずつ増やしていくことだけでなく、もう一方で、優しさを発揮して、人とのつながり、社会性を醸成していくこと、これが変化の激しいこれからの社会では必要であること、加えて、その頑張りと優しさの発揮の起点は自分に対する信頼。言いかえすと、自分は大切な1人の人間であるという思い、こういうことである考えから定めたものでございます。

今年1月の中教審答申では、「「個別最適な学び」と「協働的な学び」を通して、「持続可能な社会の創り手」を育てる」という令和の日本型教育の姿が示されました。これを本町の目指す子供の姿と重ねてみますと、「「がんばり」の発揮」は「個別最適な学び」に、「「優しさ」の発揮」は「協働的な学び」に、「なりたい自分」は「持続可能な社会の創り手」に、そして「自分に対する信頼」は「自分のよさや可能性を認識する」と、それぞれに対応して、この本町の目指す子供たちの姿は教職員等がしっかりと共有し、理解し、意識して、これからの社会を生きる子供たちに期待して取り組むべき、とても重要な姿であると認識を強めたところでございます。

教育振興基本計画では、この姿を目指して、施策を体系化し、細かくは19の基本的施策を上

げて、それぞれの特色ある学校づくりに保護者や地域と連携共同して取り組むこと、これを示しております。この取り組みは始まったばかりで、効果については、これから期待をすることでございますが、現在は教職員等の本計画の理解と意識の段階、このように捉えて、これまで昨年度末には幼保小中連絡協議会で、今年度になってからは町内各小中学校の研修職員会の場で、この目指す子供たちの姿を中心に、町教委からお話をしてきたところでございます、毎年お示していますパンフレット、「平生町の教育」についても、内容や構成を一新し、力を入れて進めているところでございます。

平生幼稚園の教育に関しましては、今年度、県の幼児教育長期研修を活用して、平生小学校教員1名を幼稚園に派遣し、幼児期の指導や育ちを踏まえた小学校低学年での指導について研修を進めておまして、これまで以上の小学校とのつながり強化を目指しているところでございます。

加えて、本町教育の教育理念や目指す姿の意識と理解が深まりますように、引き続き、幼保小中連絡協議会、校長園長会議、教育委員等学校・園訪問、随時訪問などを通しまして、教育振興基本計画に沿った取り組みについて、幼児にかかわる全ての職員が共同で取り組むとともに、保護者と地域も巻き込みながら、小学校との連携も強化した教育を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、平生幼稚園について、入園児の減少に係る対策についての御質問にお答えをいたします。

幼稚園については、児童福祉施設としての保育そのものを目的としている保育園とは異なり、教育施設として設置されていますことから、知・徳・体の生きる力の育成や発達障害などにより困難を抱える子供たちへの細やかな支援と指導の充実など、保護者や地域の期待に応えるためには重要な教育機関であると考えております。そのため、平生幼稚園では、これまで幼稚園教育要領に基づく質の高いきめ細かい幼児教育の確保、地域の協力を得た園運営に加え、障害のある子供についても積極的に受け入れについての協議をしてまいりました。こうした中、平生幼稚園の園児数を見てもみますと、年少児3名、年中児10名、年長児13名、今年度入園児は4名という状況でございます。

近年の入園児の数の減少につきましては、少子化による対象幼児の減少に加え、令和元年10月の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行による幼児教育、保育の無償化とも関連していると推測されるところでございますが、特に今年度の入園児の減少については、こうしたことに加えて、保護者の状況や兄弟姉妹の関係なども要因として考えられるところでございます。こうしたことから、昨年度、教育委員会では、園長とともに対策について協議を進めました。その中では、他の園との比較から、保育時間や預かり保育、送迎バスなど予想される課題がございますので、昨年度はその中で預かり保育に係るアンケートを幼稚園の在籍の保護者を対象に実施しました。結果は「実施しなくてよい」の回答が、提出されたものの半数を超えていまし

たが、これから幼稚園への入園も含めてどこを選ぶかを考えている保護者を対象にしてみれば、その結果が変わることも予想されます。また、協議の中では、これまでの園教育から特色を打ち出し、その取り組みについて、年間を通して重点的に取り組むことや、その特色の理解が進むように働きかけを強化することについても検討を行いまして、具体的に園教育の特色の柱を定めることといたしました。

御紹介しますと、全てにおいて幼小連携を基盤といたしまして、1つは体力づくり、広い園庭を活用した体力づくりや幼児体育教室であります。2つ目には地域の方の協力による文字の書き方教室、そして、ALT等の協力による外国語教育、もう一つ、読み聞かせを中心とした読書活動、この4つの活動でございますが、重点的な取り組みとして、その意気込みを地域に発信していくこととしております。

加えて、今年度は、11月に県の「つながる子どもの育ち大会」を柳井地域で行いますので、その発表の場において、平生幼稚園の教育について特色を打ち出し、しっかりと訴えてまいりたいと考えております。

今後につきましては、少子化の影響も考慮すれば、幼児の減少は避けられないと考えられますので、現在の幼稚園や保育園がまずはそれぞれに継続して、その役割が果たせるように努力する中で、幼稚園については、保育時間などの予想される課題についても含めて保護者のニーズを捉える努力を続けながら、現状や課題、見通しなど、町民福祉課等とも協力して、明らかにしていくことが必要だと考えています。

町教委では、引き続き幼稚園教育の充実に取り組んでまいります。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、幼稚園の高い、質の高い教育についてということで、体力づくりで体操教室をしたり、書き方教室をしたり、読み聞かせをしたり、外国語教育をしたり、いろいろ取り組まれて、本当に特色があると思います。これをしっかり発信していただきたい。県の発表の場でも訴えたいというお話でしたけれど、子供たちの教育というのは、親世代から言わせると、すごく中心になります。移住したいなという人がまず見るのが、子供たちへの教育環境。そういった意味でも、特色ある平生町の幼稚園をぜひしっかりとPRしていただきたい。先ほどの教育長の最初のお話の中で、報告の中で、しっかりPRしていくというお話もございました。具体的にどういふふうにPRしていかれるのか、お答えください。

それと、あと、親の話なんですけれど、保護者の話なんですけれど、今もいろんな教室を地域の人の力を借りてやっています。平生町は割と人材が豊富な町だと思います。何かをしようとするときに手伝ってくださる方がとてもたくさんいます。その人材の育成についてなんですけれど、幼稚園の役員をしている人たちというのは、結構そこで力をつけて、小学校、中学校でも活躍し

てらっしゃる方が多いです。そういった意味でも、幼稚園の一つの役割はあると思います。教育の振興の計画の中でも保護者の育成が掲げられておりますけれども、どういったふうになさるのか、そのあたりを聞きたいと思います。PRの仕方と保護者の育成についてお伺いいたします。

○議長（中川 裕之君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。再開後は、教育長さんの2回目の質問に対する答え、答弁からスタートします。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） 平生幼稚園に係る再質問のほうにお答えさせていただきます。

まず、1つ目の具体的なPRについてどのようにするかという御質問ですけれども、今考えておりますのは、先ほど御答弁でも申し上げましたとおり、つながる子供の育ち大会の活用、そしてポスターの作成、また広報の活用ということを具体的に考えておきまして、町外等への発信につきましては、メディアの活用についてこれから検討のほうをしていきたいというふうに考えています。

続きまして、2つ目の質問の保護者の育成についてという御質問でございますけれども、保護者の教育ということに関しましては、家庭教育への支援への期待することとか、その支援ということについてになるかと思っておりますけれども、幼児期から小中学校を通しまして、家庭教育については、子供にしっかりと関わって家庭内で小さな成功体験の場、例えば家事などの手伝い事をつくることはもちろん、整理整頓であるとか、金銭管理であるとか、身だしなみ、忘れ物をしない、そういったスキルを日常的な場で取り組む、そういうふうな成功体験の場をつくることはもちろん、よいところを褒めるであるとか、自信をつけさせるとか、また、精神的に開放される場面をつくっていくとか、そういったことも家庭教育の場では必要ですし、また時として叱ったり厳しく教えたりすることも必要となりますけれども、そうした中にも子供が常に保護者の愛情を感じ取れるように、「あなたがかわいくて、好きで、誰よりも愛している」と、そういうメッセージを送り続けるとか、そういった心がけ、あるいは子供の心を支え続けるよき理解者としてともに歩んでいくと、そういうことが家庭教育においては非常に重要だというふうに考えられます。

進めるに当たっては、園、あるいは学校との情報共有というのが非常に大事になってまいります。そこで、連絡が密になるようにすることが大切かということでございますが、これまで幼稚園では当園時、そして帰りの際に、日頃の様子について園庭等でお知らせ、あるいは相談の時間

を設けておりまして、そこでは細かい情報共有に非常に役立っています。保護者の方々にも非常に好評であります。

また、役員会で協議をする機会を設けたり、アンケートで保護者の要望を取り入れて運営したり、そういったことを行事に生かしたり、また親子で花の苗植えであるとか、どんど焼きなどの行事であるとか、いろんな行事を保護者と一緒に取り組んでいます。その中には、園児減少に伴いまして、園行事等の保護者負担にならないように配慮していくということが、一方で必要となっていてまいりますので、なかなかそういったことを全て確実にということについては、保護者の負担ということを考慮すると、少々縮小ということも、一方では考えていかなければいけない面もございますが、先ほどから申し上げておりますように、幼児期から子供たちの家庭教育ということについては、情報共有ということが基盤になってくるということでございます。

そういったことで、今の幼稚園については、その情報共有の時間をしっかり取って、子供たちに関わって、保護者からも非常に好評を得ているという状況でございます。

また、平生幼稚園のもう一つ特色として上げられますのは、県教委が「家庭の元気応援キャンペーン」というのをやっておりますけれども、そういったキャンペーンにも参加して、「夢をはぐくむ家庭の元気」、この幼児版というのがあるんでございますが、これを園内に掲示したり、あるいは保護者の方に配布して、その活用を通してこれまで提唱してきた、早寝早起き朝ごはん運動であるとか、生きる力を育む生活づくり、成功したことなどを柱として、家庭教育の役割や重要性の啓発を進めているところでございます。

今、申し上げましたことは、保護者の育成ということでお話し申し上げたところでございますが、今、御紹介したことも平生幼稚園のしっかり大きな特色であろうというふうに考えておりますので、さらにそういった点を充実させるとともに、そういった特色も合わせて、先ほど申し上げましたことと一緒に情報をしっかりアピールしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 今、PRの方法として、いろんな大会で話をする、ポスターを置かせてもらう、広報の活用などおっしゃいましたけれども、メディアの活用、これが一番対外的には効果的でございますので、きょうも朝たくさんメディアの方がいらっしゃっていましたけれど、上手にメディアの活用をしていただきたいと思います。これだけのいろんなメニューをそろえているわけですから、そのあたりをぜひ。今、コロナ感染で暗い話題が多い中、こういった明るい話題はメディアのほうも喜ぶと思いますので、こういったことに向けて発信をしていただけたらと思います。

また、親育てについては、いろんな行事も今縮小していく状況にある。また、負担感があって、

簡単にしていく方向もある。でも、そういったものをなくすことで、保護者同士の絆がなかなかつながらないという恐れもございますので、そのあたりもしっかりと考えていただいて対応していただけたらと思います。

今回のこの質問は、入園者が今年4人ということで、何人かの人から「4、5人なんてよ」っていうのを聞きました。皆さん非常に心配していらっしゃいました。

私もこの前から幼稚園、幼保を連携してこども園をつくるとか、今、町外にある幼稚園に行く人もいらっしゃったので、今からなくなる方向に行くのかなと思っておりました。ところが、ちょっと幼稚園のことについていろいろ調べてみますと、特色あるいろんなメニューも用意していらっしゃいますし、とても大事な幼稚園の役割もあるというふうに気がつきました、今回。

平生は、佐賀小学校の特認校に、この佐賀小学校にしる、自校式の給食にしる、この幼稚園の取り組みにしる、障害者に対する取り組みにしる、温かくて間口の広い取り組みをたくさんしております。これは、幼稚園も一つの宝かなと認識を改めました。

特に、幼稚園はこういった教育振興計画の最初の一步を進めるところです。大事にしていきたいと思います。

教育長には、しっかり子供に接する専門職員の人たちが情熱を持って、熱量を維持しながら子供たちに取り組めるような叱咤激励といいたいでしょうか、教育長の働きかけをお願いして、この質問については終わります。教育長、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の質問に入ります。

女性の健康についてですが、先月の5月28日は、世界月経衛生デーでした。テーマは、全ての女性の月経衛生と健康を促進するため、生理に対する否定的な社会の意識を変えるため、声を上げようというものでした。

今、世界で取り組みが進んでいます。日本でも新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、生理用品に事欠く子供たちの実態が報告され、生理の貧困として大きく取り上げられる問題になりました。

多くが非正規雇用である弱い立場の女性に、より多くの深刻な影響があったと理解しております。この生理用品の欠乏に対して、国内100を超える自治体が用品の無料配布に乗り出しました。山口県でも、いち早く山口市が市内の約50校に配布をしているところです。平生町において、実態調査で配布なりの予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、生理の貧困は用品の購入費にかかわるものだけではなく、社会の理解の欠如、教育の欠如、今まで話題にすることすら難しかった現実、こういったものも貧困として捉えております。

職場においても、これまでも生理休暇などあったわけですが、実際は有給や薬の使用で我慢している。役場職員や教職員への理解ある対応はされているのでしょうか。

以上、児童生徒に対する生理用品の配布と取り組み、そして職員の体制、職場の体制をまず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 児童生徒につきましては、教育委員会のほうで答えさせていただきます。

経済的な貧困等により、生理用品が購入できない女性や女兒がいるという生理の貧困の問題がコロナ禍で顕在化しているという報道等がされておるために、県内の取り組み状況を把握するため、令和3年4月27日に県男女共同参画課が県内の市町に対し、生理の貧困に係る取り組み状況について実施調査をされています。5月10日現在、取りまとめられたみたいです。

その内容につきまして、県内で実施または予定している自治体等につきましては、宇部市の男女共同参画課、ドットスタイル、ひとり親支援の民間団体、宇部市です。山口市人権推進課、山口市学校教育課、岩国市男女共同参画室が実施もしくは実施予定というふうに聞いております。

県及び、これ県と下関市も調査をされたみたいでございます。県及び下関市の調査は、私のところでは町の地域振興課男女共同参画担当に届きました。保健センターに要望等がないかを聞き取り、ニーズがなかったため、実施予定なしとして回答させていただいております。

近隣につきましても、柳井市、田布施町、上関町では、現在特にニーズのないため、取り組む予定はないとのことございました。

町といたしましては、近隣市町の状況も勘案して、確認した上でニーズを把握して、必要があれば実施について検討していきたいというふうに思っております。

それから、本町の女性たちの配慮、女性に対する休暇について御報告申し上げます。

本町では、女性特有の休暇として正規職員につきましては、生理、妊娠に起因する障害、妊娠中の母体保護、産前・産後における特別休暇制度を設けております。令和2年度から制度が始まりました会計年度任用職員につきましても、同様の特別休暇制度を設けているところです。

この間、特別休暇の取得状況につきましては、過去5年間におきまして、産前休暇及び産後休暇が5人、生理休暇が3人、妊娠中の母体保護休暇が1人となっております。生理休暇の取得者が少数ですが、生理休暇は特別休暇となるため、より取得手続の簡単な年休取得で対応しているものと考えられます。

これからも各種の休暇が取得しやすい職場風土の醸成に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇之君） それでは、生理の貧困に係る御質問にお答えいたします。

コロナ禍の影響が続く中であって、収入が減るなどの経済的な困窮により生理用品を買えない生理の困窮に悩む女性が増えていることが課題となって、自治体が庁舎や社会福祉協議会の窓口

で生理用品を配布するほか、子供向けに小中学校や高校のトイレに置く自治体が増えていると、このような報告がございます。

本町の小中学校における生理用品の配備につきましては、保健室に生理用品のストックを常備して、要望があれば渡しているというのが現状でございます。これまでトイレへの設置などの要望はございませんで、学校では課題として取り上げたことはありませんけれども、持ち合わせていないときに保健室に取りに行くのではなく、トイレの個室で手に取れるように常備することは、困っている子供や声を上げられない子供への対応としても、子供たちが安心して学校生活を送るためにも、大切なことのように思います。

また、生理の困窮につきましては、御紹介もありましたように、SDG sにも示されております目標5のジェンダー平等の実現について、性に関することや子供を産むことに関する健康と権利を守られるようにするという目標にも関連した大切な視点でもありますことから、現在の学校での利用の状況や保護者の意見を踏まえまして、まずは学校との協議をしてみたいと、このように考えています。

次に、学校における働く女性への配慮でございますが、このことについては、年度当初に地域別小・中学校校長研修会におきまして、女性保護については、女性職員の生理、深夜勤務や時間外労働等につきまして、また母性保護につきましては、産前・産後休暇や妊産婦の労働時間、育児時間や妊婦の休息等について、県教育庁教職員課から指導をいただきまして、毎年研修を重ねているところでございます。

校長は教職員にそれを伝え、意識して学校運営を行っておりまして、女性保護と母性保護の視点を含めて、誰もが働きやすい職場環境が定着するよう、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 生理用品については、要望がなしとか、ニーズがなしとかいうお話をされました。声を上げられないということが、そもそも問題だと私は認識しております。声を上げないから、それは必要ないというものではないと思います。

特に、生理についてなかなか声が上げにくい今までの状況がございますので、そのあたりも鑑みて今からいろんな活動をしていただきたいと思います。

今、教育長が言われたように、結構いろいろ考えていただいているようですけど、実際問題としてなかなか大変。また、女性自身も声を上げるのが恥ずかしい、男性はその当事者でないので認識不足と。子供たちも、一緒に生理の教育もするんですけど、男の子も一緒にするんですけど、男の子にとってはからかいの対象みたいな形で人ごと。

でも、女性の人格をしっかり守る上での男の子たちの認識もとても大事。もちろん、先生の認

識もとても大事。その辺りもしっかりと性教育の中でされていると思いますが、今以上にその辺りのことをしっかり教育の中に取り入れていただきたい。

確かに、備品として保健室にナプキンなんかも置いてありますけれど、もし余裕がもっとあれば助かると養護の先生はおっしゃっていました。今回のことで、小中学校の養護の先生ともお話しはしたんですけれど、なかなか声が上げれないから、自分たちも声が届くかわからないということでした。

このことについては、生理の貧困、さっき言いましたように、声を上げることができない、その環境整備ができない、職場において声が上げられなかった、その困ったというのが、ある調査では27%。そういった感じで、結構一定数が困ったというアンケート調査もあります。

先ほど教育長が言われたように、国連の持続可能な開発目標のジェンダー平等を実現しようにも大きく関わっていることですので、男女共同参加会議でも、国の2021年の重点目標の中に生理の貧困対策を明記する予定です。平生町でも、今から計画を立てられる中で、そういった視点も必要かと私は思っております。

ですので、町長は職場ムードをという、醸成するというふうにお話ございましたけれど、しっかり男性職員も、意識をもって女性のこういうところを見ていただきたいと思います。それが女性の活躍につながる、女性の力を出すことにつながると思いますので、その辺りはよろしくお願ひして、私のこの質問といたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中川 裕之君） 答弁はよろしいですか。

○議員（9番 細田留美子さん） はい。

.....

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

最初に、災害時の避難所についてです。

災害の季節がやってきました。これから大雨、台風、これまで前の山田町長も今度の浅本町長も、「災害は忘れた頃にやってくるんじゃないくて、毎年やってくる」というような見解を述べられております。そのとおりでと思います。

しかし、案外言われるほど災害対策が進んでおるのかどうか、特に避難所の問題ですね、疑問に思うのが今日の状況です。

特に、平生町の今までのことを考えてみると、私は1975年、昭和50年にここに立つようになりました。それ以降、長期間避難をするような災害が起きたことがないんですよ。そういう点じゃ体験もなかなか少ないし、なかなか自分のことに考えられないという一つのものがある

と思うんです。これはこれでしょうがないと思います。

特に、最近の今度はコロナの問題も出てきて、いろんなことに手がとられるから、避難所全体についてもなかなか考えにくいという状況もあると思います。

そこで、現在の町の取り組み状況を聞かせてほしいんですが、今、避難所の問題については、福祉避難所ですね、特にこの中で。国のほうも方針が変わりまして、何回も災害を繰り返してきましたから、一番最新の報道では、もう、市町村が福祉避難所を、事業者を、施設を指定する。そうして、個別計画を作成をして、避難所への避難が可能にすることを市町村の努力義務にするというところまで進んできました。

私もいろいろ今まで申しましたが、大体そのとおりになってきたというので、安心しておりますが、したがって、今現在の町の取り組みはどんな状況でしょうか。

その次、もう一つはペットの同行の問題です。

これはおもしろいことに、今度環境省の対策なんですね、ペットの同行というのは。しかし、これから先のいろいろな高齢化社会を考えてみましても、ペットの同行というのは、大切な問題になってくると思います。今まであまり取り上げられていなかったと思います。

しかし、環境省は特に熊本の地震以降、長期間になりますから、ペットをどこに置くかと。3.11のときにはもう、あと野生になって困ったとかいろいろあったんですけど、だんだん方針を固めまして、ペットの受け入れの可能な避難所を公開をする。そして、避難所によって不可なら不可の表示をする。それから、受け入れができるところに、いわゆる住民の皆さんがペットを連れておいでになったときの対策もしておきなさいよと。そして、ペットの過ごすところも確保するようにしなさいよと。

もっと進んでいるのは、獣医師会や愛護団体との連携という、ここまでなかなか簡単じゃいけませんけど、こうした方針を出しておりますが、現在町の取り組みはどういう状況ですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、福祉避難所の取り組みの状況でございます。

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時の行動等に多くの困難が伴い、また避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要となることから、平常時からこのような要配慮者に配慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備しておく必要があると考えております。

まず、避難所の設置につきましては、避難はいち早く危険を回避することが最も重要であることから、まず最寄りの一般避難所に避難することになりますが、要配慮者の方で一般避難所における生活が困難な場合は、福祉避難所において特別な配慮をする必要があります。

町では、このような場合に備え、要配慮者を受け入れる施設として、福祉機能を有する公共施設を一次的受入施設とし、町と災害時連携協定を締結している介護サービス事業者の施設を二次的受入施設として位置づけております。

一次的受入施設となる福祉避難所としては、福祉センターを想定していますが、現在、当施設は指定管理者が不在となっており、施設機能の一部が使用できない状況となっております。

したがって、一次的受入施設の開設に当たっては、保健センターなどの福祉機能を有する施設や、一般の避難所であっても、人材や設備を整えることにより福祉機能を整備し、福祉避難所として開設する方法についても検討していく必要があると考えております。

さらに、二次的受入施設については、必要に応じて、町と協定を締結している介護サービス事業者と連携しながら、福祉避難所の開設をすることとなります。

しかしながら、高齢者、障害者等にとりましては、移動による負担が大きいことから、国は自宅から福祉避難所へ直接避難できる仕組みづくりの導入を進めており、今後福祉避難所の開設についても検討が必要となると考えております。

次に、避難行動要支援者につきまして、平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。このことから、町では要配慮者の支援体制づくりを進めるため、毎年民生委員が実施している高齢者世帯の実態調査や、要介護者及び障害等級等の情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成しており、関係機関へ名簿を提供することで、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等に取り組んでいるところです。

しかしながら、個人情報保護の観点から、提供同意を得た人のみの名簿作成にとどまっていることから、実要支援者の人数の把握や避難支援者等関係者との情報共有が十分できていないことが課題となっており、名簿の更新や提供同意者を増やしていくことなど、要配慮者の実態の把握に努めているところです。

また、国は令和3年5月に災害対策基本法を改正し、これに伴い、福祉避難所の各運営ガイドラインの見直しをしております。このたびの改正では、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等をあらかじめ定める個別避難計画の作成を、市町村の努力義務として盛り込まれました。

個別避難計画の作成に当たりましては、町が作成の主体となり作成していくこととなりますが、要支援者及び関係者と連携して作成する必要があることから、関係者のうち特に福祉専門職は、要支援者本人の状況等を把握しており、信頼関係も構築できていることから、個別避難計画の作成業務に福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であると考えております。

町では災害が発生した際に、自助・共助で必要な支援が受けられない要支援者に対して、公助による避難支援等を迅速に行えるよう、平生町災害時要援護者支援マニュアルを平成20年2月

に作成しておりますが、このたびの法改正を踏まえ、マニュアルの見直しと関係各課と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また、要配慮者の実態の把握に努めながら、個別避難計画の作成に向けた取り組みを進め、本町の避難行動要支援者の安全確保体制の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ペットの同行についてでございますが、大規模な災害時には多くの被災者が長期にわたり避難生活を送ることとなります。その中には、犬や猫等のペットを飼っている被災者も避難所へ避難してくることが予想されます。東日本大震災では、自宅に取り残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態のままに放置され、野犬化し繁殖した例が多数生じました。

また、熊本地震では、避難所までのペット同行避難は行われていたものの、ペットをどこまで受け入れるかなどの取り扱いが周知されておらず、対応に苦慮した例も見られたとの報告もあります。

町といたしましては、災害が発生した場合に最も重要視すべきは、住民の命をいかに守るかということになりますが、近年ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあります。災害発生時にペットが心配で、的確な避難行動ができなかったという事例は避けなければなりません。

また、避難所内におきましても、ペットを飼っている人にとっては、ペットは心の支えとなり、心のケアの観点から重要と考えられるようになってまいりました。本町の避難所でのペットの受け入れにつきましては、平生町避難所運営マニュアル36ページに、第21、避難所のペット対策として記載がありますが、ペットの飼育場所は、避難者を受け入れるスペースとは別に設定し、室内に入れることを禁止しています。

また、大型動物や危険動物については、屋外であっても避難所への受け入れは行わないことになっております。

また、現在のコロナ禍により感染症対策として、避難者が密接しないよう、十分なスペースを確保することとしており、ペット同行避難を受け入れられるかだけのスペースを確保することが難しいのが現状でございます。

ペットの避難スペースについては、県が締結しております、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定により、ゲージ等の提供やペットの保護及び収容等を県へ要請することも考えられますが、発災当初においては、多くの避難者が共同生活を送ることとなるため、飼い主自らが日ごろから災害に対する備えをしておくことが必要となります。

環境省が作成しております、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン等を活用して、災害時にペットと一緒に避難するために、普段から備えておくことや、避難所で気をつけることなど、ペットの災害対策について飼い主への啓発に努めるとともに、自治体として何ができるのか

検討をしてみたいです。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 福祉避難所の件ですが、今、福祉避難所はないんですよね。ここが後退しているという話をしたんですよ。福祉センターということで、今までやってこられたけど、そこは使用停止になって、今、施設としては使えません。したがって、ないということなんです。

今、保健センターの、そりゃ答弁は苦しいからなあと思いましたけど、ちょっと急いでやらないと、多分そう起きやせんじゃろうという安心感が、やっぱりどうしても後回しになると思うんですよ。ましてや、この時期に対策が後退しておるということは、あんまり望ましいことじゃないですよ。これは、福祉センターは使えませんという話は、今までもしてきましたけど、進んでおりません。

特に、でも、先ほど町長のほうから紹介がありました国の災害に対する新しい方針、これは随分参考になりますから、言われるだけじゃなくてちゃんとこれをやってほしいんですよ。

特にケアマネさん、福祉専門員ですね、この方と個別の計画をしっかりとつくって、その方はどこの施設に直接避難をすると、そういう個別計画をしっかりとつくれというのが、今度の方針だと思いますので、ここのところを今遅れているその対策は、急いで取り戻すと同時に、国の指針に従ってやっていただきたいと思います。このことは、十分理解をしてほしいんですよ。遅れておる、むしろ後退しておる事態がそのまま放置されるというのは、ちょっと私は問題だと思いましたから、今回取り上げておるんです。

たまたま国も今までの災害に学んで学習をして、新しい方針をつくってきましたので、これは具体的にわかりやすいですから、ぜひ実行してほしいと思います。

それから、ペットの同行の問題です。これも国が今までの災害からいろいろと教訓を学んで、新しい方針を打ち出してきております。町としても、先ほど町長のほうで国、町の避難計画のどこかに書いてあるんでしょう。私はたぶん見ていませんから、それは住民が全然知らないんですよ。

書いてあるというなら、それはそれでいいかもしれませんが、私の勉強不足なら悪いけど、取り組みが住民に伝わっていないということなんです。どうしてもこのペットの対策もちゃんと公表をして、住民に見えるような対策を始めてほしいと思います。

と、同時に、これは人が避難するとは若干違いますから、ペットを同行する人の責任も当然ございます。このためには、避難所でペットが生活できるような日ごろからの訓練もお願いをしておかなければならないと思うんですよ。連れて行ったじゃが、ワンワンほえるというんじゃ、なかなか困ります。ケージの中に入れて暴れ回るのも困ります。

ですから、そういった日ごろから避難所でも一緒に行けるような訓練をお願いをしておくと、こういうことも大切ですから、ちょっと早いうちにそういうペット同行のためのマニュアルをつくって、住民の皆さんに広く徹底してほしいと思います。

○議長（中川 裕之君） 答弁ね。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員おっしゃるとおり、計画は見直して、またペットにつきましても計画をつくって、またペットを飼っておられる方にも、こういう準備はしておいていただきたいということも含めて、広報してまいりたいというふうに思っております。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 次に、男女共同参画の取り組みです。

これは、共同参画という言葉でありますけどね、これ私は今回随分いろいろな物を時間がありましたから、読ませてもらいました。

まず第1は、憲法第14条、すべての国民は、法のもとに平等であって、性別によって差別はされないと、こういう規定なんですね。ここから始まるんですね。

そして、先ほどもちょっとSDG sの話が出ましたが、これはSDG sの前はMDG sなんです。私はこれを見てびっくりしたんですが、やっぱり最近はずい勢いでジェンダー平等の社会の流れが進んでおることにびっくりしました。

2010年につくったMDG sの目標3、「ジェンダー平等の推進と女性の地位の向上」というぐあいにあるんですが、その後の今度はSDG sになると、もう「ジェンダー平等を実現しよう」なんですね。もうやっぱり世界的にはそういう流れで進んでおるみたいなんです。

したがって、そこでいろいろ今回考えてみましたが、まず先に平生町の状況について見てみました。1つは、職員の構成です。この10年間の職員の動向を表で見てみました。それで、ちょっと女性職員の採用について考えたんです。それで、まず受験者の数から調べてみました、この10年間の。

この10年間に、採用試験の受験者は427人、男性が317人で女性が114人、73%と27%ですね。そして、採用した者、行政職だけに限ってみますよ、38人です。男性が24人、女性が14人、36.8%、これは国が言う35%という一つの目標を男女共同参画でつくっている、それは超えております。

ところが、退職者は60人ですね。男性が30人、女性が30人、これは定年退職もありますから、中身としては、これはあまり当てになる数値じゃないと思います。

そこで、行政職の男女の状況を、全体の現在の状況を調べてみました。現在、行政職に111人おります。男性が79人、女性が32人、28.8%です、女性がですね。それで、この10年間の動きを見てみましたら、一番高いときが2012年、平成24年、34.3%とい

うのがありました。それ以降、だんだんだんだん減ってきて28.8%になってきております。それが1つ。

それともう一つ、職員配置表を見てみました。職員配置表を見てみると、課長職が11人のうち女性が2人、課長補佐は10人のうちゼロ、班長は27人のうち1人、主査は8人のうち7人、ちょっと、きのうかおとといかわりましたけど、もとの数字にしてください。こういったように、いわゆるリーダーのところにはほとんど男性なんです。

日本が今、この前の東京オリンピック・パラリンピックで男女、いわゆるそのジェンダー平等について大変な刺激のある出来事があった、一気に日本でも議論が進んできましたが、この中で世界ランキング、ジェンダーのランキングは全世界で120位ですね。この原因は、いわゆる性的な地位、経済的な地位、ここが極端に悪いんですよ。ということは、リーダーに女性がいないということが、この指標が悪い一つの一番、原因になっているんです。女性が働けない状況になっておると。ここの意識改革をしていかなければならないと思います。

そして、主査についてちょっと一つの新しい動きですが、21年度に5人の新しい主査を、女性を主査にされました。主査っていうのが、いわゆる班長になるための一つの階段ですね。ポストがちょっと上がって、これはどういう意図でやられたのか、これはちょっとお伺いしておきたいと思うんですけどね、この人事政策についての当面のお考えをちょっと聞いておきたいと思っています。

そして、2点目は男女共同参画社会。第3次の男女共同参画プランを平成28年、2016年から2020年の計画です。それで、次の計画は担当のところにお伺いしましたら、「いや、町の第5次の総合計画ができてから、それをたたき台でつくりたいから、今年つくる」と言う、これは褒めました、正しいと。

もう共同で一緒に同時進行というのがいっぱいありましたけど、多分実際に本当にやるなら、総合計画ができて、それからやっていくというのが筋です。

それがたまたま国もちょうど第5次の男女共同参画基本計画で今年、今年度ですか、2020年ですね、令和2年、去年の12月25日に閣議決定をしております、これをもとにたたき台でつくっていけばちょうどいいなということで、これは今の取り組みについてはそれでいいわけですが、個々にやっぱり策定をするときに、いろんな数値目標として、特に女性がリーダーとして町政に参画できる、この体制づくりの制定、いわゆる政策をつくらせてほしいんですよ。そのことについてまずお伺いしておきたいと思っています。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、男女比率の件ですけど、若干議員さんがお調べになったのとちょっと違うので、大体は

合っているんですけど実態を申し上げますと、本町の再任用を除く常勤の職員数は、今年度4月1日現在で115人、そのうち男性が79人、女性が36人となっており、女性職員の割合は31.3%となっております。

10年前の平成23年4月1日現在では、職員数132人、そのうち男性が83人、女性が49人であり、女性職員の割合は37.1%となっており、現在と比較しますと人数では男性が4人の減少に対して、女性は13人減少し、女性職員の割合は5.8ポイント低下をしております。

この10年間における退職者数は、男性30人、女性32人となり、そのうち定年退職を除く退職者数は、男性12人、女性18人となり、女性職員が多い状況となっております。

特に、平成24年度から平成27年度にかけて保育園の民営化に先立ち、保育士の定年前退職が5人あったところです。職員の採用につきましては、男女に関係なく試験等の能力実証により選考しており、この10年間における採用者数は男性25人、女性19人となります。

各年代別の女性職員の割合は、今年度4月1日現在で10代から20代が56.3%、30代が26.1%、40代が34.8%、50代が16.7%となっております。

管理職地位にある職員は、今年度4月1日現在で、課長職では男性10人に対して女性2人となり、女性職員の割合は16.7%、課長補佐職は男性11人に対して女性1人、女性職員の割合は8.3%となっています。

女性職員のうち、管理的地位にある職員の割合は、50代のうち課長職が40.0%、課長補佐職が20.0%となっています。男性職員のうち、管理的地位にある職員の割合は、50代のうち課長職が40.0%、課長補佐職が80.0%となります。職員の採用及び昇任につきましては、今後も男女に関係なく個々の能力により判断し、実施してまいりたいと考えております。

それから、平生町男女共同参画プランにつきましては、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画と位置づけ、平成17年3月に第1次平生町男女共同参画プランを作成し、以後、平生町総合計画の計画期間と合わせて、第2次、第3次プランを策定し、また推進してまいりました。

第4次プランにつきましては、町の最上位計画である第五次平生町総合計画に基づき、今年度中に策定する予定で検討しております。

第4次平生町男女共同参画プランに組み込まれる内容につきましては、男女共同参画社会基本法、山口県男女共同参画推進条例、国の第5次男女共同参画基本計画及び第5次山口県男女共同参画基本計画などを踏まえ、関係協議会等と協議を行い、第五次平生町総合計画及びその他の関連計画との整合性を図りながら作成していくこととなります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する基本計画となる平生町D

V対策基本計画につきましては、第3次プランから組み込んでおり、第4次プランからは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村推進計画として、平生町女性活躍推進計画を組み込む予定です。

この計画には、地方自治法に基づく審議会等の女性の登用率や町における女性管理職の登用率等を計画の指標として定め、具体的な目標値を掲げていくこととなり、これらの計画を含めた第4次平生町男女共同参画プランを策定することにより、女性の活躍の推進を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 数字の違いがありましたが、同じ資料で計算しておると思うんですが、私は一般行政職だけを引き抜いて計算をしました。いわゆるリーダーの女性がその組織に影響を与えるためには、行政職が中心でしたかね、その人たちがリーダーとして3割以上を超えるというのが、1つの最低でもそれだけは超えないと、そういういわゆるジェンダーの平等の社会になりませんよと。企業で言えば管理職、町の管理職。したがって、リーダーになるためのその量が要るんですよ。

そうすると、それは例えば、技能労働職も入れて36人なんですかね、これはのけて計算を私はしましたから。ですから、町の組織がジェンダー平等になっていくためには、女性の管理職、指導職の割合を増やしていかなければなりません。

これは、行動変革議論というのがあるらしいんですが、ある組織の中に占める特定の属性の割合が4割を超えると、少数派でなくなるという議論があるんですがね、だからできたら4割以上、最低でも3割を指導、管理職の中に女性をつくっていくと。そのために採用やいろんな人々の条件をつくって、これが作戦なんですよ、人事政策なんですよ。町の大きな方針なんですよ。これを考えてほしいと思うんです。

そこで、女性を増やそうと思えば、女性の受験者を増やさなければなりません。全体をそれで採用試験を見たんですが、ということは、女性に今、職場魅力がないということなんですよ。

ですから、平生町は女性がどんどん活躍できますよと、そういうやっぱりメッセージを発信して受験者を増やしてもらおうと。あたかも能力に応じて男女区別なく採用するんだというのは、あたかも立派なように見えますけど、まず受験者を増やす努力をしなければ何も意味がございません。

どうしたら、平生町の魅力を出して、ここは女性が活躍できる職場ですよと、この努力をしないで能力主義を言ったって、これは駄目なんですよ。まずそのエントリーの女性、いわゆるその集団を増やさんと駄目です。

それともう一つ、管理職について、前に町長話されましたけど、ある会社の経営者さんも同じことを言っている。女性たちが管理職に就くことを躊躇すると、町長はこの席で大声で言われましたけど、という声を聞くという優しい表現なんですよ。

しかし、それでは駄目だと。それに気がついたら、どうしたら次をいいかを考えるのが指導者の仕事ですよ。じゃあ、働きやすいように、幹部になりやすいようにセーブをすると、教育をすると、いろんなことをやっていくと、これが必要なんですよ。これをやらないで成績順に取っていくんだとか、なかなか管理職に就くのを躊躇するんだとか言ったんでは、組織の改革にはなりません。

したがって、ある意味女性の登用、採用を増やしたり、登用を進めることは、逆差別でも何でもないんですよ。むしろ、これまでの政策の不平等の是正、格差の是正になるんです。ちょっとその観点がないと、当面のジェンダー平等の政策が進んでいかないと思うんです。この観点を変えていただきたいと思います。このことに、この2つについてちょっと。

○議長（中川 裕之君） 暫時ここで休憩します。再開を2時10分といたします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。なかなか難しい問題ではございますが、やはり男女参画というのであれば、女性も参画するという気持ちがないと、なかなか参画しないということじゃないかなと私は思います。本当、国のほうを見ても、国会議員も女性の方がかなり少ない、これもすごく影響している状況だというふうにも伺っております。

ただ、参画したい気持ちになるためにはどうすればいいかということになるかと思いますが、それについてはやはり教育もあるでしょうし、そういう闘志を持てるような魅力のある仕事だということを認識していただく必要があると思います。私も前も言ったと思うんですけど、自治大にいたとき、女性職員だけのコースがありまして、そこの講師もやったんですけど、本当、中には女性の方ですごく勉強されていて、今からやってやるぞみたいな、本当、私は次課長になるというような方もいらっしゃいました。そういうやる気が出る職場ということにしていかないと、なかなか一緒に参画しようといっても、参画されない方が増えてくるんじゃないかなと思っていますので、一義的に一番初めはやっぱり魅力のある仕事というものを目指さないと、まず根本はそこじゃないかなというふうに思っていますし、先ほどからも言った教育じゃないですけど、そういうスキルを磨く場所を女性の方にも受けていただいて、「よし、やるぞ」というような意

識改革をしていただければ、何とかなっていくのかなというふうに、私の気持ちでございます。

いずれにしても、本人がやる気がないと、まずもってその上について仕事をしようという感覚が生まれませんと思いますので、そこは町としての本当、魅力を磨いていくしかないのかなというふうに思っていますし、私自身も町長になったばかりのときにはっきり言ったのが、「仕事は楽しくやりましょう」と、「楽しく仕事をしない限り、絶対にうまくいきませんよ」と、楽しみながら仕事をすると。私自身、仕事楽しかったです。昔、勤めていたところで仕事をするということとは、楽しいなど、こんなに楽しいんだって思いながら仕事していました。

やっぱりここにおる皆さんもそうだと思いますが、やっぱりこの町をどのようにし、やっていくのかなというような情熱を持って、課長とか管理職になっていただいていると私は確信しておりますし、そういうふうなところに女性も「私も一緒にやろう」というような気持ちを持っていただくことが、まず重要なんじゃないかなと思います。

もちろん、職員を女性の方をたくさん採ればいいという概念もありますけど、当然たくさん採れば、確実に上がるということではございますけれども、ただ本人がやる気があるかどうかだと思いますし、私どもも職員採用のときには、どのぐらいの情熱があるかをやっぱり見ております。とにかく公務員になればいいやみたいな、本音では言わないんですけど、そういう傾向のある人はやっぱりちょっとかなというふうな査定をさせていただいております。

したがって、女性の方に共同参画する意思のある人をどうやってつくっていくかというのが、私たちの課題だろうと思っていますので、それも含めて一生懸命頑張ってまいりたいと思っています。

ただ、最近では勤評制度もつくりまして、勤評によっていろんな上司とも話したり、この仕事はどういうことで意識を持ってやっているんですかとか、そういう話す機会もありますので、だんだん皆さんもどうすればいいのかというようなことも含めて、少しずつスキルアップしていったらいいかなというふうに思っていますので、今後、一生懸命女性の方の活躍を私も期待しながら、私どもの魅力づくりも一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

なかなか答えになっていないと思うんですが、気持ちはそういうことでございますので、理解していただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） がっくりきました。私は今度、自分自身の頭が随分、この一般質問を準備する中で洗われましてね、結局、この数字に見えるように、女性を参加させようとしていないんですよ、男性社会は。

例えば、課長職について見ますと、私が先ほど言いましたように、1975年に出て、女性の

課長さんは1人ほど、一時おられました、それから後、誰もおられません。いいことに今2名です。

しかし、先ほど言いましたように、課長補佐の職は10人あってゼロ人ですよ、女性が。班長の職は27人あって1人、こども班長ですね、これはずっと女性ですよ。ということは、リーダーとして女性を取り入れよう、引き上げようという気がないということなんですよ。全部男性を班長にして、班長、補佐というのが課長になっていくんですよ。誰もいないんですよ。

結局、ここに……女性を参画させない組織になっているじゃないですか。そして、いろいろとやる気があるとか、ないとか言いますが、そういう組織にしてそういう議論をしては駄目です。

それで、いろいろ考えてみたんですが、平生町の庁舎自身が、女性が来る社会、建物じゃなかったんですね。一番先に気がついてびっくりしたのが、今、下に、1階にあるトイレ、あれは男女とも同じ入り口でした、トイレが。それで一般質問で、これはちいとひどいんじゃないかと言って、女性と男性の入り口を分けるように改造してもらったことを覚えております。

それと、もう一つ悩んだのは、女性議員ができたときに、議会に女性のトイレがないんですよ。それで、ちょうど議運の委員長が何かしていましたから、その方に申しわけないけどこういう状況だから、我慢してねという話をした覚えがあるんです。

だから、ここは女性を受け入れる体制になっていないんですよ。それをずっとこの長い間やってきた。今度そういう点では新しく、いわゆるユニバーサルデザインといいますか、しっかりした設計の考え方があるようですが、それは一歩前進だと思います。

ですから、ここの頭を変えん限りは駄目です。だから課長に将来なろうという人は一人もいません、今の構成考えてみても。これを変えてほしいんです。

それで、私は一般論としていろいろ、町長さんも言われますので言ってみますがね、女性が結婚したら家事、育児があるからなかなか大変だという話がありますよね。普通、当たり前のように、これは私は、どねえ考えてもおかしいと思うんですよ。

私は今13年目になりますか、家事全体を全部やっています、毎日の生活に。仕事も子供も、昨年までは仕事しながら家族の介護もする、家事全部をやると、そうやってきました。そこで、だんだんと気がついたんですがね、男性と女性が結婚をして、女性は結婚したら家事や育児があるから大変だと、おかしいんですよ。結局男性が女性を使うわけじゃないですか、女性に皆やらせて。この発想を変えんとだめだと思うんですよ。

むしろ反対に、2人でやりだしたら前より時間が取れるのが当たり前でしょう、共同でやれば。そういったものの発想が、全然、よく言われるのが間違った発想なんです。

それともう一つはね、女性の視点という、いろいろ言われます。それから、今の時代じゃから、女性の視点を一つ入れる必要があるから、1人か2人審議会に入れちよきや、これほど女性を差

別して、だから政策はないと思うんですよ。結局、もう差別の前提で女性の委員会やっているんですよ。この発想も変えなければなりません。

ですから、働きやすい職場ですよということをつくるためには、男性が変わらなければ駄目だと思うんです。今、育児休業も取れるようになりました。どんどん育児休業を取って、男女で育児もするという体制をつくってほしいと思うんです。家事に対する日本の男性の役割とは、世界で最低ですよ。先進国でこの表がありますけどね、内閣府がつくった。男性が1時間23分、女性が7時間34分、スウェーデンでは、男性が3時間21分、女性が5時間、とにかく男性が意識改革をすることが大事ですから、よく皆さんにお話をしておきたいと思います。

最後に、ちょっと私のこれは極めて個人的な感覚なんですけどね、男性と女性がいますよ。しかし何が違うんだろうかということを考えるとき、体力が違う。あと生理と妊娠と出産、育児です。育児も授乳までです。あとは皆、男性でも女性でもできるんであって、したがって、今の生理、妊娠、出産、育児の授乳までは、社会でケアしなければなりません。そうしたら、全部同じになるはずなんですよ。

体力の問題がありますよ。これはね、ほとんどの職場でそれ、今もう問題ないと、スポーツの大会だけです、今男女の体力の差がはっきりしておるのは。あとはほとんどもう体力の問題も、一般の仕事じゃ問われることはないじゃないですか。

だんだん私も今回いい勉強をさせてもらいました。男性が変わらなければ男女共同参画社会にはならないということで、各課長さん、よく部下の教育に自分も事考えながらやっていただきたいと思います。

次にいきます。新庁舎の整備についてです。

だんだんと工事が進んできました。第3庁舎の3階からよく私は下を眺めます。今のうちだけです。もう、そのうち躯体が上がってきたら、もう、足場ができたりなんかして見えなくなりますから、基礎工事も含めてよく今見ておりますが、そこで気がついたことは、町内の企業がどれだけあそこに参加しておるかということで、ずっと施工体系図というのを張り出すようになっていきますから、それを見ました。ないんですよ。

それで、担当者にどの程度、町内の企業に波及しておるかという話をしました。どういう、また取り組みをしておられるのかお伺いもしたいと思うんです。

それともう一つは、施工業者の住民への対応です。施工業者はいわゆる、この現場の会社は誰ですよ、責任者は誰ですよ、連絡はどこですよというのをちゃんと掲示して張ると同時に、ここではどういう業者が仕事をして、安全な組織をつくっておりますので、施工体系図と安全体系図を掲示をすることになっているんです。そうして、その業者はちゃんとした建設業の許可やいろいろな許可を持っていますということで、建設業の許可票、これを張り出すようになっておりま

す。これが十分にできてない。

施工体系図を見に行っただけです。平生町内の業者がどれだけ入っておるか、そうしましたら、脚立と虫眼鏡を持って行かんと見えんような票なんです。それでも無理して見ましたが、なかなか見つからない。これは是正を求めて建設課に押したら、ちょっと大きくなりました。

建設業の許可票についても、随分と工事をやっておるのに張っていない業者が、重機の看板を見たらわかるじゃないですか。どれだけ本当にちゃんと、それも、施工体系図見て、安全な管理をしておるのかというのも疑問に思いましたし、町内の業者がそういうとこで見えないと。

そして、ひどいことに同じ業者の票、建設業の許可証を2つも張ってみたいね、本気でやっておるのかねという話を担当者にしました。こういう状況がありますが、いかがですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず、町内企業への発注状況について申し上げます。

庁舎は町のシンボルとなる建物であることから、地域の還元や地元業者にもかかわっていただくことを狙いとして、発注の際に地元業者との共同企業体で請け負っていただいております。

現在、着手から2カ月余りが経過したところで、基礎工事を行っている段階ですが、現時点で工事関連の下請として4社の町内企業と取引のあることを確認いたしております。

その他、資材、燃料、文房具といった小売業や現場監督の宿舍など、12社からの調達を合わせて、5月末現在で1,100万円余りの取引を行ったとの報告を受けております。

下請工事は、専門性や特殊性を要する施工もあり、地元業者での対応が困難な場合も多く、現状では多くの業者がかかわれていませんが、工事施工の支障のない範囲で、できる限りの地域還元が図れるよう、請負業者には積極的な町内企業の活用をお願いしてまいりたいと考えております。

また、合わせまして、定期的な取引の報告を依頼し、町内企業への経済波及効果の把握に努めてまいります。

それから、掲示板のあり方でございますが、工事の内容や施工業者に係る情報提供につきましては、掲示板を現場仮囲いと塀を兼用して設置させていただいております。このたび御指摘をいただきましたこの掲示物に表記のない下請人が施工しておりましたことは、事前に施工業者から提出された下請予定表により、書面においては確認しておりましたものの、現場への提示においては遅れが生じた旨の説明を、先般指示を行ったところでございます。

住民に関心を持っていただくためにも、また、提供すべき重要な情報と考えておりますので、現場掲示物につきましては、できる限りの情報を掲示してまいりたいと考えております。

また、現場内の状況につきましては、進入路右側の警備員詰所の窓際に設置されたモニターにより、映像での情報提供を行っているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 町内業者の状況を報告していただきました。これは、ちょっと要望してきたんですが、今までもやってこられたとは思いますが、しつこいほど言わないとなかなか進みません。

それと、理由は町内の業者も含めていろいろ自分の関係ある人に見積もりを取ったと。どうしてもそちらが高いから入れられないというのが、一番のすぐの説明なんです。あとは公正にやっておるよ、それはかもしれない。それはね、町内の業者は競争できませんよ。ああいう大手になると、いっぱいの下請がぶら下がっております。その方々は、常に仕事が安定的に得られるから、かなり無理してでも仕事を取る、取られる、取ってやっていけるんですよ。次の仕事がすぐまたもらえますから。

しかし、町内の場合はまさに一見で、なかなかそういうことができないということになりますから、当然町民の税金を使ってあれだけのものをつくるわけですから、ちょっとしつこいほど言っていたきたいと思います。

私の経験で一つ申しますが、光市内の大きな病院の建設工事がありまして、広島の手が一括受注をしました。それで、市内の業者を使いなさいよというのが、市の指示があったんですけど、会社の体制を私もちよっといろんな体制もありましたから、仕事ができんという話をいろいろ持ってきてもしてあったんですよ。そうしましたら、「おたくの名前がないようじゃ困る」という話までできてね、小さな仕事をやった経緯があります。やっぱり、それぐらい、あれ、市が詰めておったんだろうと思うんですよ。それぐらいの勢いをお願いをしたいと思います。

それから、施工業者の対応についてですが、掲示はつい親切にやってあるんじゃないんですよ。あれはちゃんと決まったルールに基づいて掲示をしなさいということになっておるんです。したがって、経費も全部入っておるんです。それがちゃんとできない、手抜きをされるようじゃ困ります。これからも気をつけてやっていただきたいと思います。

ちょっと、これについての町長の思いを、特に下請ね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 十分注意するように指示をしておきます。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） はい、よろしくお願いします。

それで、これはちょっと交通整理も含めての雑草の繁茂対策です。

昨年の12月にこの問題を取り上げました。そうすると、奇妙なことになったんですよ。私は昨年も一昨年も担当課長と雑草繁茂について大変厳しい状況であることを話して、担当の取り

組みの状況についても説明を受けました。「町としてはどうもならん」と、「いろいろなことを進める法的な根拠がないと、何かないとできません」という話をずっと聞いてきましたから、都市計画法に基づいて、そういった用途区域内の適正な管理を求める条例はできないかという質問をいたしました。

そうすると、答弁は「今までどおり当事者間の話し合いを勧めておりますのは、町が最終的に問題を解決する事案ではないこと」と言っておるんですね。

それと、これは新しい問題、テーマなんですけど、環境づくり推進条例があります。その18条、20条に、これは勧告の条項なんです。これがありますが、「労力や費用を伴う雑草繁茂の対応について、強制的に指導や勧告をしても結果に結びつくと考えるのは難しい」と、こういう答弁をされております。

それで、私が先ほど言いましたように、都市計画法に基づく、いろんな環境の条例はできないかという質問をしたら、びっくりしたことに「喫緊な対策といたしましては、本町では快適な環境づくり推進条例を平成15年4月に施行しておりますから、それでやる」という話が出たんですよ。

最初は、その19、18の19を使える条例じゃないという話をしておいて、その条例でやりますと。8条、9条、多分空き家や、そういう似たような項目があるわけですが、それを用いてやるんだということで答弁をされました。

私はびっくりしたんですよ。そういう根拠がないと言われましたから、行って担当と話をしてきましたから、今日これでやると言ったんです。最初はこれ使えんと言っておいて、これ使うという、どうしてこういう答弁になったのか。

まあ、このときやってもらえるんならいいわと思って聞きました、すぐ。ところが、やっぱり不思議でいけませんから、まずどうしてこういう答弁になったかということと、このじゃあ新しい、元の平成15年の条例でやるというなら、どのようにやりますかという話をしに、担当に行きました。そうしたら、自分としてはそういう認識はないというような答弁なんですよ。どうしてこういうことになっていると言ったら、「いや、答弁は2つの課でまたいだから、私、ほかの課が書いてこうなったんですよ」と、それじゃ困るんですよ。

それで、ちょっとこの問題を取り上げて、どうかしてやっぱりこの雑草の繁茂対策は進めていかなければならないと思っていて、この問題を取り上げました。この答弁についてどういう見解を持っておられるのかということと、今後の取り組みについて説明をしていただきたいと思えます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私の言い方が悪かったんじゃないかと、正式にそのわかってもらえるよう

な答弁になっていないのかと思いました。

議事録も読ませていただきましたけども、雑草の繁茂につきましては、これは前も答弁したとおり、ちょっとできませんよねという答弁をさせていただきました。

それから、都市計画の中ではどうですかと、それは検討させていただきますということを行いました。

それで、最後に言ったのは、喫緊の問題である空き家についてという言い方をしていますよね。これは、この快適な環境づくり推進条例というのは、この18条、19条、ここは8条、9条、14条、15条、16条の規定にいずれかに違反しているものに対し、必要な措置を講ずるよう指導または要請することができるようになっていまして、その条項は空き地の管理ですね、空き家の管理、それから空き缶等のポイ捨て、それから空き缶等のポイ捨てによるごみを散乱する恐れがあるものを販売する者は、空き缶のごみの散乱防止のため回収容器の設置、それから飼い犬の所有者は飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の事項を措置しなさいという飼い犬の条例です。

したがって、この要綱の5つの規定に違反した場合には、措置を講ずる指導または要請をすることができるという項目なんで、空き家についてはこの条項でやることができます。繁茂については、この条項の中に入ってないので、これはなかなか難しいですねという答弁をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 平成15年3月に快適な環境づくり推進条例というのができております。そのときの提案理由は、「本件につきまして、町民等事業者、土地所有者等が、町が一体となって地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力のあるまちづくりを目的とした、新たに制定をするものであります。内容といたしましては、環境美化の保持、緑化の推進、空き缶のポイ捨て及びごみの散乱防止、飼い犬のふん害防止を主なものとするものであります」というのが、提案理由の説明で、雑草のことは含まれておりません。

このときは想定をしていないと、この十何年前ですか、15年ですから、大方十七、八年前ですかね。このころはこれほどの深刻な問題じゃなかったんだと思うんです。私は覚えておるのは、空き缶のポイ捨てに対する一番の対策であって、それで職員は指導ができる、区分ができる、言うことを聞かずに、公示をするというまで条項は定めています。

そして、規則でどういう身分証明書を持って入りますよ、公示の書類様式はこうですよとまで規則で定めております。

ということは、この問題はあの雑草の繁茂の問題を持ち出したときに、いや、あれは空き家のことだというようにはならないと思うんですよね。そりゃ、そういつて言われればそれでいいで

す。じゃあ、どうされるのか。それでこの議案の審議の中で、もっと処罰をちゃんとできないのかとか、いろいろあります。

そして、いわゆるその相続人がわからんようになったらどうするかとか、質疑もあつたりしております。その後、だんだんと雑草の繁茂の問題が起きてきました。雑草の繁茂に対する取り組みの質問をしておるときには、あれは空き家でしたというのは、今言われても私は納得できませんね。

したがって、それはそれで言われりゃ、前向いて行かにゃいけないけど、じゃあどういう具合にされる予定ですか。もう本人だけ、当事者間の話し合いだけだと、町は何もできないと、そう言われるんですか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 繁茂の問題でございますけれども、やっぱり当事者間で解決していただくということになろうかと思うんです。これは民・民の話ですから、行政として何ができるかといえば、調整というふうじゃないですけど、このようになっていきますよというような、お互いに話し合いをするような場の提供といいますかね、そういうものはさせてもらいますけども、ただ訴訟も起こる可能性もあるわけでございます。

これに行政が入って、一緒になって手を入れて、やっていくというのも何か不自然なことになりますし、やはり、私も雑草の繁茂がいいと言っているわけじゃ全くないんです。それは当然やるべきことだと思います。きれいにするのは当然、美化条例でもありますとおり、町をきれいにするっていうのは当然のことでもありますので、ただ、それは所有者のものでありますので、私どもから個人の所有物に対してこのようにしてくれということは、なかなか言えない。

要請というか、要請はできないですけど、こうしていただきたいと、こういう苦情が来ていますということは言えると思うんですが、あとは本人がどのように感じるかということだろうと思うんです。

ただ、本人自身が草刈り等できるのであれば、やっていただければいいんですけど、もうそういう草刈りができないという方は、業者を使って草刈りをするという場合には、代金が生じますし、それをどうするかと言われても、やっぱり自分の所有している土地ですから、これについては自分でどのようにするかというのを決めていただくべきであって、町がとやかく申し上げるものじゃないというふうに思っております。

公共の施設であれば、当然私どもの責任として対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 何点か例を今度は挙げましょう。町行政は何もできない、根拠

がないから困るというから、私は都市計画法に基づいて、所有者は適切な管理をする義務があるという規定がありますから、それに基づいて条例はできないかという話をしたわけです。ぜひ研究をしていただきたいと思うんです。

町は何もできないというわけじゃ、絶対にいかないと思うんですよ。それで、ひとつ、2つほど例え話をしますよ。今、警察は横断歩道で、歩行者の車に一時停止を大変厳しく取り締まる方針を持っています。町内で一番取り締まっておるのは、新開から堅ヶ浜に抜けるところのパチンコ屋の前の横断歩道です。あそこで何人かやられたという話を聞きました。あそこをこちらから田布施に向けて歩いてみてください。雑草が繁茂して、ほとんど横断歩道のとこに立っておる人は見えません。このときにどうなるんですか。切符を切られた人が「おまえ、なして草を刈らんのか」と言うて、お互いに理解し合えるような関係になりますか。

それともう一つ、きょうの新聞ですか、淡路島で大きな塔を国が8億8,000万円かけて倒壊をする。私はちょうど4年前ですかね、淡路島に旅行に行きました。目的は学徒動員の記念碑が、丹下健三さんがつくった、淡路島に復興されましたので、それが見たいことと、もう一つは鳴門市にある大塚美術館にピカソのゲルニカの複製がありましたから、それを見たいというので行きましたら、そのときに見ました。その大きな塔を。

結局、繁栄してもうかるときにはみんなそこに行って、業者ももうけたんですが、みんなその人がおらん、周りも相続放棄をして、最後に国が8億8,000万円をかけて解体をするんですよ。平生町内で今言うたように、これから森ができますよ。最終的には行政が何かって、結局は何かしなければならぬことになるんです。そのために、早めに手を打つ必要が私はあると思いますから、今言いましたように、当事者間の話し合いというのは限度があります。ぜひできることを調査研究していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（中川 裕之君） 要望ですね。

.....

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 4点到って一般質問をいたします。

まず1点目です。コロナワクチン接種について。

質問の要旨は、ワクチン接種に係る進捗状況の見える化をということです。

これはどういったことかといいますと、理由があります。理由を先に申し上げます。これきょうも少し行政報告に入る前にでも言われましたけれど、高齢者に対するワクチン接種申し込み受付開始初日、これ対象が一部の世代とはいえ、申し込みが殺到したことによって、一部電話の増設等の対応がされましたが、これは非常に町民にワクチン接種は非常に関心度の高い情報である

と御推測。

平生町では安心、安全のまちづくりということで、これ、安心を得る情報の提供をするために、やはりワクチン接種にかかわる進捗状況の公表、特にホームページ上で整備が必要じゃないかってことを思ったことがまず1点。

2点目には、町のホームページでもいろいろとコロナ感染症のこと、またワクチンのこと等、情報提供されてますけれども、なるべくなら2クリック以内で到達するような整理が必要でないかと思います。

町のホームページでは、新型コロナウイルスに関する情報として、一固まりになっていると思います。ワクチン感染症、ワクチン接種、これ非常にクリックしてそのホームページにいきますと、右サイドメニューがずらっと並んできて、なかなかわかりにくいというところがありますので、検索された人の欲しい情報の到達までに、なかなか時間がかかるということで、どういったことが町の唯一のタイムリーな情報の発信として、もう少しホームページを積極的に活用すればいいじゃない、できないかなということで、提案も含めて対応されないかということで、いわゆる接種カレンダーといわれるものを議会に公表されていますよね。

それと、スケジュール、それと、接種済み者数、また、接種率等、町の情報、これらはホームページ上で見える化するならば、先ほども申し上げましたけれども、町民へより安心感を届けることができると思うんですけども、今後、今そういう対応をされていませんから、今後の対応も含めて提案をさせていただいて、町の取り組みにどうかということをお尋ねを1点目にさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 町のホームページにつきましては、集団接種や診療所での個別接種のスケジュールや予約方法などについて、順次ホームページのほうに掲載し、町民の方々へ情報発信に努めてまいりました。

菅総理大臣が、「長引く感染対策の決め手となるのはワクチンだ」、「私自身が先頭に立ってワクチン接種の加速化を実行に移す。また、7月末を念頭に、希望する全ての高齢者に2回の接種を終わらせるよう、政府としてあらゆる手段を尽くし、自治体をサポートする」と表明されたことで、全国的に高齢者ワクチン接種の加速化が進んでまいりました。

こうした中、連日マスコミが都道府県単位の接種率をニュースなどで取り上げておりますが、本町の高齢者のワクチン接種は、7月末までには完了する予定となっております。

このたび、議員さんからワクチン接種にかかわる進捗状況の見える化をとの御質問をいただきました。この件につきましては、高齢者のワクチン接種済み者数、接種率等、進捗状況をホームページに掲載し、定期的に情報を更新することといたします。

なお、ホームページに新型コロナウイルス感染症やワクチン接種に関する情報を掲載しておりますが、議員から御指摘のように、検索に時間がかかるものがあります。これにつきましては、ホームページ管理システムの仕様上、登載枠、掲載枠などに制限がありますが、関係課が連携して、できるだけ早期にホームページを整理し、欲しい情報がどこにあるのか等、わかりやすいホームページになるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 早急に対応されるようなので、少し安心をしたんですが、やはりこういうものっていうのは、ホームページを管理されたのは地域振興課情報管理班と思うんですけども、対象の方がどういう情報を求められているかというのはよく研究されて、対応させていただくように、この際強く求めておきます。

と申しますのも、ホームページというのは、町で持っている唯一のタイムリーな情報の発信方法ですね。そのほかは一応、時間的誤差が、お知らせ版、町報等発生しますので、やはりタイムリーなことを発信するというのが、非常に住民に情報を提供するというのは、非常に有効な手段だと思いますので、どういうふうに活用されるか、改めて十分に検討もしていただきたいと思いますので、その点に関しましては、よろしく願いをいたします。

2点目の質問にいきます。2点目の質問は、消防団員の処遇改善に向けた取り組みについてです。

質問の趣旨としては、令和4年当初に向けた平生町の取り組みについて、お尋ねをいたします。

取り組みの質問をする理由です。実は、この4月13日ですか、もう数カ月前なんですけど、新聞記事で読んだんですが、総務省消防庁長官から通知が発出されている消防団員の報酬等の基準の策定について、各市町の自治体のほうに、県を通じて消防団員の報酬引き上げ、これ特に直接支給の徹底、また処遇改善、これ随分と長いこと検討協議会を重ねられての上での通知だったようでございます。

これらの通知が発出されていると思うんですが、これが令和4年当初からということで、もう半年しか条例、——普通の手順でいえば、条例改正等も含めて行わなければならないことがありますので、12月の議会ぐらいには提案されないと、令和4年の当初からはできないのかなというふうに思うんですけども、今後の取り組みですね、進捗スケジュール等も含めた。

また、これによりますと、処遇の改善等も発出の内容の中に含まれているようです。特に、平生町では消防団の再編等についても、具体的に進めていこうというふうに、実際にやられています。これらも合わせて、どのように実施に向けた取り組み、進捗スケジュールについて考えていらっしゃるのか、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

2点目は以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

消防団員の皆様を初め、団員の活動を支えておられる団員の家族の皆様に対しまして、町民の生命、財産を守るため日夜御活躍いただいておりますことに、まずもって感謝を申し上げます。

全国の消防団員数は、年々減少しており、特に20代の入団者数が減少しており、高齢化が進んでおります。この状況は、本町消防団においても例外ではなく、10年前の平成23年4月の団員数は189名、平均年齢47.6歳でありましたが、今年度4月から団員数171名、平均年齢50.3歳となっております。

また、災害が多発化、激甚化しており、消防団が果たす役割は多様化する中、消防団員一人一人の負担が大きくなっております。

こうした中、消防団員の確保のためにも、処遇改善が不可欠とされ、消防庁において有識者検討会、消防団員の処遇等に関する検討会が立ち上げられ、報酬、出動手当を初め、そうした団員の適切な処遇のあり方について検討が行われてきたと聞いております。

今年4月9日には、その検討結果を中間報告として取りまとめられ、4月13日には消防庁長官から都道府県知事等に対し、消防団員の報酬等の基準の策定等について通知されました。

合わせて各地方公共団体宛てに、来年4月1日までに必要な条例改正等を行うよう、通知がされております。

今回定められた基準の主な内容といたしましては、年額報酬は団員の階級にある者は3万6,500円を標準とすること、出動報酬は災害時は1日当たり8,000円を標準とすること、報酬等の団員本人への直接支給を徹底することなどであります。

本町の消防団員の報酬は、団員の年額報酬は1万6,000円、出動手当が5,000円で、県内市町の中では、それぞれ2番目に低い金額となっております。

ただし、副分団長以上の会計については、出動手当を年額報酬に含めた扱いとしていることから、団長12万4,000円、副団長11万円、分団長10万2,000円、副分団長6万4,000円と県内市町の中でも最も高額となっております。

支給方法につきましては、団長、副団長につきましては、個人へ直接支給しておりますが、分団長以下の団員につきましては、団員から各分団長に対し、報酬の受け取りについての委任状が提出されており、各分団へ支給をしております。

なお、地方交付税の算定における消防団の扱いですが、令和2年度の単位費用算定基準におきましては、人口10万人を標準団体の要請規模といたしまして、分団数15分団、団長以下の団員数583人、普通消防ポンプ自動車15台、救助資機材搭載型車両1台、小型動力ポンプ

15台となっております。

これを本町の国勢調査による人口1万2,798人、これは平成27年度の国勢調査でございますが、換算いたしますと、消防団の規模は分団数1.9分団、団員数74人となり、算定基礎と本町の実態が大きく異なっていることから、地方交付税基準を参考としながらも、近隣自治体の報酬の水準等を勘案し、地域の実情に応じて年額報酬を1万6,000円といたしております。

消防庁通知によります消防団員の処遇改善の内容につきましては、今年4月に開催されました平生町消防団幹部会にて報告いたしております。特に意見等はございませんでした。

報酬の引き上げにつきましては、現状の報酬額と今回の通知にある標準額との間にかんがりの隔りがあることから、令和4年度以降、段階的に増額することを考えております。具体的な階級ごとの報酬額、出勤報酬額につきましては、非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、消防団と協議をしております。

また、合わせて報酬等の団員個人への直接支給につきましても、その実施に向けて消防団と協議をしております。

今後におきましても、消防団の運営に必要な経費につきまして、適切な予算措置に努めるとともに、消防団員がよりよい環境で消防団活動が行えますよう、処遇改善に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 要は、令和4年度以降、段階的に報酬のほうは増額、直接支給についても今後消防団と話していくということなんですけど、先ほど私が申し上げたのは、でしたら、令和4年度当初からは、消防組織法第37条の規定に基づくこの助言としての通知、消防庁長官はですね。これ、一部を段階的にやっていくという理解でよろしいのでしょうか。

そうすると、今後やはり、地方交付税の算定との絡みで、非常に現状との乖離が一時的にはせよこのままということになるかと思うんですけど、そういう理解でよろしいのかどうか、改めてお尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 段階的に引き上げるということですが、いずれにしてもこれは団体によってできるところとできないところが生じると思いますし、私も近郊のまちに聞いてみても、段階的にということですので、段階的にやっていきたいと思っております。

ただ、地方交付税の算定につきましては、これ単位費用でございますので、基本的には変わりはないということだと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 私の理解をもう一度確認をさせていただきます。

ほかの市町、近隣のまちとも相談をして、財政的に地域の実情に応じた配置をなかなか変えるというのは難しいので、段階的にやっていくということだと思います。

ですから、一応この通知については、あやふやなまま段階的に補正をしていくという考えだと思いますので、またその後問題があれば、令和4年のころにまた質問をさせていただきますと。このことについては、以上として終わります。

続いて、3番目の質問に、……。

○議長（中川 裕之君） 河内山議員、ここで暫時休憩します。

○議員（10番 河内山宏充君） はい。

○議長（中川 裕之君） じゃあ、再開を3時15分といたします。ですから、河内山議員、3番目の最初、1回目から始まります。

午後3時05分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、3点目の質問にまいります。

3点目の質問は、固定資産情報の整理について、これは公表されている固定資産台帳のことで、固定資産台帳の可能な限りの正確性は担保されている、確保されているかということです。

質問をいたします。固定資産台帳と備品台帳との物品突き合わせ、番号等の共有はできているのでしょうかということです。

令和2年12月議会での答弁、また、用地にかかわる調査結果の公表とともに、固定資産台帳への記載は、逐次に追加、削除されるなどの手順化をされて、可能な限りの固定資産台帳の正確性の担保をなされていると言えるのでしょうかということです。

固定資産台帳のその、なぜ正確性を求めるかということをお話を少しして、具体例を挙げさせていただきます。

固定資産台帳の正確性ということになりますと、財務書類4表の一つ、貸借対照表、これは町が保有する資産、いわゆる道路とか学校などの固定資産、また現金、預金、基金の残高をあらわしているものなんですけれども、この資産合計の95%は固定資産であること、また町の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産にかかわる情報整理、追加も含めて削除等も必要不可欠であると私自身理解しておりますので、お尋ねをいたします。

具体例を少し2点ほど挙げさせていただきます。2021年の3月議会前だったですか、3月7日の時点で、湊の沖排水ポンプ、これ径が200、たしかそのときの説明でも、平成2年に設置されて、繰越明許費としてだけ提案をさせていただくということをお話しになりました。

その後、固定資産台帳には記載されていないんじゃないのということで申し上げまして、記載が漏れております。固定資産台帳、そのときは令和元年の3月31日だったんですよね、まだ。固定資産台帳は新しいのが公表されてまして、これ令和2年の3月31日時点なんですけど、これ径の300だけが湊の沖の掲載があるのみです。

全協等を通じて掲載がないから、これきちんとしたほうがいいんじゃないでしょうかということも、私は発言をしてきたつもりですけれども、新しく公表された固定資産台帳には、そのままですと。

そうすると、私が理解している固定資産台帳の正確性とは、随分とかけ離れているものじゃないかなということで、その正確性はどのように担保されているのか、また追加というのは改めての記載ということですね。その時点で判明していると思いますので、これらの手順化等に何か問題があるのかなということで、今回お尋ねをさせていただきたくだけです。

また、そのときに廃棄処分等の処理が判明したとされて、50万円以上のパソコンの備品ですけど、これもまだ固定資産台帳に載っているんですよね。もう廃棄処分をしたとかいうような御答弁だったと思うんですけど、2年の3月31日時点の新しく公表された固定資産台帳には、まずそのまま載っているというのは、これは先ほども繰り返すようなんですけれども、財務4表の一つとしての貸借対照表の正確性が担保されていなければならない理由を申し上げましたけれども、これは私だけの理解かもしれませんので、やはり資産としての正確性を把握した上で、いろんな指標値はじき出されていますので、この手順というのはどうなっているのかということをお尋ねするとともに、その2020年の12月議会の会議録を見ますと、町長の答弁の中でも用地のことを不明とかっていうことで、調査するというふうに述べられておりますので、この不明地、佐賀の簡易水道の取水池の件ですよね、2点たしかあったと思うんですけども、いま一度調査を行い、結果によっては調整する必要があるというふうに考えておりますということで、新しい固定資産台帳を公表されているんですけども、そのままにこれもなっています。

いわゆるこれらについては、どのような対応を、これ今のままでいいのかどうか、そのこと自体も少し私、行政のほうの取り組みスタンスをお尋ねしたいと思いますので、合わせてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 固定資産台帳は、財務書類作成に当たって必要となるものでございませ

て、町所有の土地建物のほか、道路、橋梁や漁港、下水路といったインフラ施設、高額物品などについて取得年度、残存価格などの固定資産としての詳細情報を搭載したものにになります。

昨年12月定例会におきまして、河内山議員から当町の固定資産台帳について御質問いただき、当初の台帳整理に当たっては、経過が不十分な資産は書類を探し出して、情報収集に努めたいという趣旨のお答えをいたしました。

当時の各担当者が、間違いがあってはならないと、過去の資料収集にも苦心してでき上がった台帳でございます。台帳更新に向けた作業といたしましては、昨年7月を目途に所管する全ての資産を対象に、前年度における異動について会計データから把握できる土地、建物、物品の取得並びに処分、修繕、工事請負から資本的支出の部分について抽出するとともに、会計データからは把握することができない寄附や廃棄、リース開始物件などについて調査を実施します。

これらの調査をもとに、前年度末時点の台帳として整備していきます。これらの一連の業務を外部委託により、受託業者の支援を受けながら進めております。

昨年の12月定例会で御指摘をいただき、廃棄が判明したパソコンの台帳への反映については、令和2年度の異動分と合わせて処理し、令和3年3月31日時点の台帳に反映することとなるものです。

また、このたびの排水ポンプの件につきましては、台帳に記載すべき取得価格などのデータが判明した時点の異動分と合わせて更新することとなります。

台帳更新後、最初のアクションは原課からの情報提供となります。反映すべき異動の事実を原課が確実に把握し、情報提供いただき、この情報に基づいて更新作業に当たることとなります。これらの一連の作業は、毎年実施している作業であることから、正確性は担保できていると考えております。

とは申しましても、まだ気づいていない不一致がほかにも存在する可能性を排することができないのが現状です。取得年度の古いものについては調査を行うなど、正確な台帳とするための作業に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） いろいろルール言われたんですけど、よくわからないんですけど、もう一回お尋ねいたします。

令和3年度3月31日分の固定資産台帳で訂正されるというふうに理解したんでいいのかということと、それと、これわかった時点でやはり追加というのはあると思うんですけど、それらの追加また削除等の手順というのは、その年度期間中にはできないものなんですか、そういうルールになっているんですか。

一応固定資産台帳、そういう古い年度のものは確かに把握できないと思うんですよね。それはわかるんです。だけど、わかった時点できちんとやることが、すぐ正確な固定資産台帳の把握につながるということになっています。その辺のところはルール化か何かされているのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） わかった時点で改正すればいいじゃないかという御質問であろうかと思いますが、何分これは外部委託しております、1年分をまとめてやったほうが効率がいいということでございますし、その1年間の異動分と合わせて、その年に取得したものを含めて、1年に1回更新をかけているところのものでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、更新のことにかかわって、もう一点だけお尋ねしますが、原課のほうではわかった時点では、把握されているわけですよね。そうすると、わかった時点で、例えば今回の場合、繰越明許費として提案をされたということですよね。

そうすると、それらの固定資産としてのやはり根拠も必要ではないかと思うんですけども、原課としてはずっと把握をされている、固定資産台帳だけに載っていないということで、把握でよろしいのでしょうか。そうすると、財務管理をされる総務課のほうでも、そういう情報の共有なるものは、原課だけっていうことになるかとされてないということになるのでしょうか。

ですから、その期間わかった時点で年度期間中、今後のことですよね、年度内で。原課では、原課だけでのみ把握をされていらっしゃる。そうすると、総務課のほうで全体が把握している中では、その情報の共有というのはできていないということになるのでしょうか。そのことをお尋ねをちょっとさせていただきます。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほどから申し上げましたとおり、原課から情報提供をもらって反映すべきもの、事実を原課が確実に把握して、情報提供をいただいているということでありまして、この情報に基づいて更新作業に当たることとなりますから、この一連の作業を毎年やっているわけでありまして、当然原課のほうはそれを把握して、毎年このときに作業をするから、ちゃんと更新するものは更新、新規なものは新規なものとして一括して上がってくるという状況で、その間には当然、総務課のほうでは、 というのはわかっているかもしれませんが、詳細についてはその時点でいただくということになっておりますので、その時点、毎年毎年繰り返して行っていることでもあります

ので、まずもって正確性に担保はできているものというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 正確性については、担保されているということで理解をさせていただいて、次に進みます。

4番目です。質問することは財務処理、いわゆる先ほども少しお話ししましたが、貸借対照表から見る未収金の取り組みについてということでお尋ねをいたします。

これは、現年分の収入未済額への対策について、どういうふうに取り組まれているのでしょうかということです。

財務書類の貸借対照表、今年公表されて4年になると思います。少し、平成29年度から令和元年度分まで、これちょっと書類を比較してみました。気になるのは、財務書類の貸借対照表及び附属資料として公表されています様式の第5号、いわゆる附属明細書、一般会計っていうやつですね。これ5の項目の長期延滞債権の明細、6の未収金の明細を比較してみました。そうすると、貸借対照表上では資産の部、徴収不能引当金は減少傾向です。2019年度は、増加を若干しているんですけども、これ何でかなというふうに思いました。ちょっと深掘りをして調査するために、様式の第5号附属明細書の中の5の長期延滞債権の額と徴収不能引当金の割合額を見てもみますと、2019年度、これも先ほど今申し上げましたけれども、徴収不能引当金なるものが貸借対照表上では増加をしております。

この理由について、附属明細書では未収金の額が増加しているということが理解できるんですけども、これ未収金の額ということは、現年分の収入未済額ではないかと思うんですが、これ現年分の収入未済額への徴収対策がいろいろ決算の資料、その2019年度の決算資料を見る限り、現年分の徴収対策、いわゆるこの情報は総務課のほうでそういう情報として分析されていると思うんですけども、いわゆる原課のほうへの情報として共有して、どのような対策をすべきかということ进行分析されていらっしゃるんじゃないかと思しますので、これ現年分の収入未済額の増加は、結局翌年には長期延滞債権ということになると理解しております。

この19年分の、現年分の収入未済額から見る徴収対策が、現年分に対しては必要ではないかと思うんですけども、これらの情報を共有されていらっしゃるかと判断していますので、これらの検討状況についてどう取り組まれているかについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

財務書類の貸借対照表及び附属明細書、長期延滞債権の額とは、当該年度決算書の事項別明細

書に記載されている収入未済額の滞納者繰越金をあらわし、未収金の額等は収入未済額の現年度分をあらわします。

徴収不能引当金とは、金銭債権のうち徴収不能の恐れがあるものの当該徴収不能見込額をあらわします。財務諸表を作成する際のルールとして計上する必要があります。

算出方法は各項にて過去5年間の不納欠損額と収入未済額から不納欠損額を求め、当該年度の長期延滞債権額、未収金額のそれぞれに算出した不納欠損率を乗じて算出したものが、徴収不納見込額となります。

徴収引当金につきましては、財務諸表作成のルールに基づき算出される数値であります。決算書における町税においては、2019年度と平成29年度を比較した場合、現年度分の収納率はほぼ同水準であります。調整額の増加に伴い、収入未済額も若干増加いたしております。

このような状況の中、担当課においては滞納繰越分の整理も進んでいることから、現年度調定分にも重点を置いて徴収することにより、納税繰越しへの移行をできる限り食い止める方針で進めております。

現状の取り組みといたしましては、督促状発送後に、依然として納付が確認できないものに対して、文書催告や電話催告、徴収員等による臨戸催告等を行うことにより、滞納者との早期コンタクトに努め、滞納額圧縮を進めております。

さらに徴収困難な案件につきましては、県併任職員のサポートを得るなどして、連携して対応に当たっているところでございます。

また、関係各課と徴収対策連絡会議を開催し、専門知識を有した県併任職員による徴収方法や、納税交渉の講義による知識取得など、徴収事務担当者の徴収力向上にも努めております。

このような対応を進めており、令和2年度の決算見込みでは、2019年度との比較では、町税全体での収納率は若干ではありますが、増加する見込みとなっております。引き続き新規滞納発生の抑制に向けて、現年度調定分徴収に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、少し具体的にお尋ねをいたします。

先ほども少し財務書類の資料編のお話をしました。5番の項目、長期延滞債権の明細と6番の項目、未収金の明細です。

18年と19年度にかけて申し上げます。確かに、貸借対照表計上額、徴収不能引当金、下がっているようなんですけど、一方では上がっているんですけど、回収不能率というのを、それぞれ徴収不能引当金計上額割る貸借対照表計上額、これで回収不能率というのが出てくると思うんですよね。そうすると、その割合というのが、2018年は5.04%、2019年度は

5.07%、0.03%の増加。

また、未収金においても同様の計算をすると、2018年度には回収不能率7.35%だったものが、2019年度においては回収不能率7.62%というふうに数値が上がっているんですね。

これらの対策をやっぱり増加しているということは、やはりその対策について、今ルール御説明をいただきましたが、それ以上のことを少しこの数値からの分析から見ると、少し着実に実行しなきゃいけないと思うんですけども、いま一度その対策についてお尋ねを、どのようにこの財務書表の分析の結果における原課との話を具体的にどのように協議されているのか、少し数値をもとに御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳細につきましては総務課長から説明させますが、いずれにしても微妙な数の違いでございまして、御承知のとおり、毎年毎年変わってきているものであります。

ただ、収納率を上げるということは、もう喫緊の課題でございますので、私どもとしては、一生懸命努力をしているところでございますが、何分貧困の状態というのもありますし、それも含めましていろいろと検討しながら、徴収業務をやっております。多分いろんな事情もあるものでございますので、それらを勘案して徴収をさせていただいているところでございます。

いずれにしても、詳細につきましては総務課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 先ほど町長のほうから説明がございましたように、貸借対照表の未収金、これが現年分の未済額というふうになります。長期延滞債権、こちらが滞納分になるわけでございますが、ここで徴収不能引当金それぞれに計上されておりますけれども、こちらにつきましては、過去5年間の不能欠損額、それと収入未済額から、不能欠損率を求めまして、当該年度の長期延滞債権額、未収金、それぞれに算出した率を乗じて算出したものでございまして、この数字につきましては、決算等々に出てくる数字ではございません。

繰り返しになりますけれども、不能欠損額、そこで大きく数字が変わってくるものでございます。いずれにしても、貸借対照表におきましては、左側の欄は資産ということになっておりまして、いわゆる未収額の滞納額、これについても資産として計上されるわけですが、その資産から計算に基づいて求められた徴収不能の金額、これを差し引いて調整をしておるものでございます。

そうはいいまして、ここの金額、いわゆる未収額並びに長期延滞債権、こちらが増えてくるというのは、いいことではございません。税務課、それから町民福祉課並びに建設課、こちらの

ほうでそれぞれ指導に対しては御努力いただいておりますので、そちらのほうには、引き続いて努力していただくよう、総務課のほうからも指示を出しておるところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） もう、河内山議員、終わりですか。

○議員（10番 河内山宏充君） はい。話は通じないと思いますので。

○議長（中川 裕之君） はい。これをもって一般質問を終了いたします。

これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第36号について少しお尋ねをいたします。

けさほどの町長の提案理由の説明によれば、マイナンバーカードの発行主体が、これまで平生町が発行していましたが、地方公共団体情報システム機構に発行の主体が変更になったと、こういう話であったと思います。

それで、インターネットで調べてみますと、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要というのが出てきて、そのマイナンバーカードの発行運営主体の抜本強化という中の3番目に、電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託、事務化すると、こういうふうな表現になっているんですが、運営主体が、発行の主体が地方公共団体情報システム機構に平生町から変わって、そこから法定受託事務として町が今までと同様にその発行とか再発行の業務に当たるというふうに理解をしたんで、よろしいのでしょうかね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） そのような理解でよろしいと思います。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号「財産の無償譲渡について」質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。

一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、6月16日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第9、委員会付託を追加いたします。

日程第9. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第9、お諮りいたします。

議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び「議案第37号財産の無償譲渡について」は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号は、付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は、6月24日午前9時から行います。

午後3時47分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明

令和3年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

令和3年6月24日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和3年6月24日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第36号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第37号 財産の無償譲渡について
日程第4 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第36号 平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例
日程第3 議案第37号 財産の無償譲渡について
日程第4 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 局長 金岡 泰史君 | 書記 園崎 宏史君 |
|-----------|-----------|
-

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 中尾 和正君
地域振興課長 …………… 星出 一明君 町民福祉課長 …………… 淵上万里子さん
税務課長 …………… 池田 真治君 健康保険課長 …………… 川口 龍哉君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 友田 隆君
教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 …………… 三村 直子さん
総務課主幹 …………… 横田 佳幸君

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第36号

日程第3. 議案第37号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び日程第3、議案第37号「財産の無償譲渡について」を一括議題といたします。

6月15日の本会議において、常任委員会に付託いたしました本件についての審査の経過及び結果報告を求めます。岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。

総務厚生常任委員会は6月21日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、条例、事件についての議案はいずれも全会一致で可決すべきとなりました。

議案第36号については、質疑はありませんでした。議案第37号「財産の無償譲渡につい

て」では、この事業の必要性、目標の達成度、そして今後の事業に対する考え方は事業者と一致しているのかとの質疑がなされ、情報を素早く大量に享受することを目的とし、整備を進めており、現在の加入率は32%で当初の目標はクリアしており、今後の方向性についても事業者と一致していると考えているとの回答がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論をいたします。

このたびの条例改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が5月19日に公布されたことによるもので、そのことにより、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、手数料についても同機構が設定することとなったため、マイナンバーカードの再発行の手数料の規定を削除するというものです。

ところでマイナンバーカードの普及は、現在31.8%で、普及は思うように進んでいません。そこで、このたびのデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、マイナンバーカードの発行、運営体制の抜本的強化として、発行にかかわる事務が市町村から地方公共団体情報システム機構となりました。要するにマイナンバーカードの普及を促進するための関係法律の整備であり、それに伴う条例改正です。

マイナンバー制度は、経団連などの要望のままに、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴収強化と社会保障費の削減を進める仕組みであり、こうしたカードの普及促進のための法整備に伴う条例改正であり、認めることはできません。

以上で討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第36号「平生町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決すべきであります。委員長の報告のとおり、決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第4、委員会の閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運営委員長からお手元に配付の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩本 ひろ子

署名議員 細田 留美子